

令和3年第4回美里町議会定例会会期日程表

日 次	月	日	曜	開議時刻	摘 要
第1日	12	7	火	午前10時	・ 開会 ・ 会議録署名議員指名 ・ 会期の決定 ・ 諸般の報告 ・ 町長提出議案の一括上程 ・ 町長提出議案の提案理由説明 ・ 議案審議（内容説明・質疑・討論・採決）
				休 会	・ 各常任委員会
第2日		8	水	午前10時	・ 一般質問
第3日		9	木	午前10時	・ 各常任委員会報告及び質疑 ・ 議案審議（内容説明・質疑・討論・採決） ・ 閉会

第 1 号

1 2 月 7 日 (火)

令和３年第４回美里町議会定例会会議録（第１号）

令和３年１２月７日（火）

午前１０時００分開会

１．議事日程

日程第１ 会議録署名議員指名 ８番 吉田 起登 議員 ９番 上村 則幸 議員

日程第２ 会期の決定

日程第３ 諸般の報告 (1)議長

(2)町長

(3)監査委員

(4)宇城広域連合議会議員

日程第４ 町長提出議案の一括上程（議案第72号から議案第78号及び同意第４号から同意第５号並びに諮問第２号）

日程第５ 町長提出議案の提案理由説明

日程第６ 議案第72号 美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第７ 議案第73号 美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第８ 議案第74号 令和３年度美里町一般会計補正予算（第９号）

日程第９ 議案第75号 令和３年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

日程第10 議案第76号 令和３年度美里町介護保険特別会計補正予算（第２号）

日程第11 議案第77号 令和３年度美里町生活排水特別会計補正予算（第２号）

日程第12 議案第78号 令和３年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）

2. 出席議員（11名）

1 番	高 田 美千子 君	2 番	光 井 博 幸 君
3 番	今 田 政 行 君	4 番	坂 田 竜 義 君
5 番	上 田 孝 君	7 番	中 川 政 司 君
8 番	吉 田 起 登 君	9 番	上 村 則 幸 君
10 番	福 田 秀 憲 君	11 番	濱 田 憲 治 君
12 番	吉 田 美 好 君		

3. 欠席議員（なし） 欠員（1名）

4. 説明のため出席した者

町 長	上 田 泰 弘 君	副 町 長	吉 住 慎 二 君
教 育 長	吉 永 公 力 君	総 務 課 長	宮 寄 幸 仁 君
企画情報課長	渡 邊 徳 晶 君	税 務 課 長	田 上 和 則 君
住 民 課 長	山 田 輝 臣 君	福 祉 課 長	坂 村 浩 君
健康保険課長	松 永 栄 作 君	経 済 課 長	富 永 英 司 君
林務観光課長	高 田 浩 幸 君	建 設 課 長	立 道 誠 君
水道衛生課長	安 達 浩 一 君	会 計 課 長	池 永 英 治 君
学校教育課長	酒 井 博 文 君	社会教育課長	中 川 幸 生 君

5. 事務局職員出席者

事 務 局 長	倉 田 辰 実 君	書 記	野 田 ま や 君
---------	-----------	-----	-----------

開会 午前１０時００分

-----○-----

○議長（吉田美好君） ただいまから、令和３年第４回美里町議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第１ 会議録署名議員指名

○議長（吉田美好君） 日程第１、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第１２０条の規定により、８番、吉田起登君、９番、
上村則幸君を指名します。

-----○-----

日程第２ 会期の決定

○議長（吉田美好君） 日程第２、会期の決定を議題とします。

１１月２４日に議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告
を求めます。議会運営委員長、濱田憲治君。

○議会運営委員長（濱田憲治君） 改めまして、おはようございます。

令和３年第４回議会運営委員会を開催しておりますので、その報告をいたします。

１１月２４日午後１時３０分より、中央庁舎議会委員会室において、令和３年第
４回議会運営委員会を開催をしております。

出席者、議会より吉田議長、上田総務常任委員長、中川経済建設常任委員長、福
田社会文教常任委員長と私、濱田、執行部より上田町長、吉住副町長、宮寄総務課
長、事務局より倉田事務局長、野田主事出席のもと開会をしております。

議題としまして、（１）執行部提出議案について、（２）議員提出議案、請願、
陳情、意見書等について、（３）一般質問について、（４）日程・会期等について、
（５）その他を議題としております。

まず、（１）執行部提出議案について。条例関係２件、令和３年度補正予算５件、
その他３件、合計１０件の説明を受けております。

次に、（２）議員提出議案、請願、陳情、意見書等について。今回、請願、陳情、
意見書等の提出はあっておりませんが、議員発議として、美里町議会委員会条例の
一部を改正する条例の制定について提案することとしております。

（３）一般質問について。受付順で今田政行議員、高田美千子議員、坂田竜義議
員から通告があっており、抽選の結果、最初に高田美千子議員、次に坂田竜義議員、
最後に今田政行議員の順番に決定しております。

次に、（４）日程・会期等について。会期予定表のとおり、議案数を考慮し、１
２月７日より１２月９日までの３日間とする会期としております。日程の内容につ

いては、議案集の「令和３年第４回美里町議会定例会会期予定表」のとおりでございます。

議会初日、本日は、令和３年第４回美里町議会定例会議事予定表より、日程第３、諸般の報告、日程第４、町長提出議案一括上程（議案第７２号から議案第７８号及び同意第４号から同意第５号、並びに諮問第２号）をし、日程第５、町長提出議案の提案理由の説明をし、日程第６、議案第７２号「美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」、並びに日程第７、議案第７３号「美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」まで、それぞれ内容説明の後、質疑・討論・採決を行います。

次に、日程第８、議案第７４号「令和３年度美里町一般会計補正予算（第９号）」から、日程第１２、議案第７８号「令和３年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）」の内容説明を受け、質疑・討論・採決は議会最終日９日に行います。

以上の内容が終わり、休会とし、各常任委員会を開催することにします。

１２月８日は、一般質問を行います。質問順については、高田美千子議員、坂田竜義議員、今田政行議員の順番で行います。

一般質問が終わり次第、散会といたします。

議会最終日、１２月９日は、各常任委員会の委員長の報告及び質疑を行います。

その後、議案第７４号「令和３年度美里町一般会計補正予算（第９号）」から、議案第７８号「令和３年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）」を再度上程し、内容説明は終わっておりますので、質疑・討論・採決を行います。

次に、同意第４号「美里町監査委員の選任につき同意を求めることについて」から、諮問第２号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」の内容説明・質疑・討論・採決をそれぞれ行います。

次に、発議第４号「美里町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」の内容の説明の後、質疑・討論・採決を行います。

以上が、１１月２４日に行われました議会運営委員会の報告といたします。

以上です。

○議長（吉田美好君） 以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。ただいま議会運営委員長の報告のとおり、会期は、本日１２月７日から１２月９日までの３日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日１２月７日から１２月９日までの３日間に決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（吉田美好君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議長から9月定例会以降の報告を行います。

9月9日、令和3年第4回議員全員協議会、これは委員会室で行われまして全議員出席であります。

同じく9日、令和3年第15回議会広報委員会、委員会室で行われまして全議員出席でございます。

9月14日、令和3年第1回美里町公有財産管理運用等審議会が中央庁舎で行われまして、私と上田議員が出席をいたしております。

9月15日、衆議院議員、野田たけし推薦団体総決起大会が熊本城ホールで行われまして、私が県の会長として出席をいたしております。

9月21日、宇城広域連合議会定例会の事前打ち合わせ、これは議長室に見えられましたので私が応対しております。

9月22日、県道小川嘉島線道路改修期成会の監査、これは議長室にお見えになりましたので私が監査を行っております。

9月27日、令和3年第2回宇城広域連合議会定例会議案等説明会、これは広域連合で行われまして、私と光井議員が出席をいたしております。

9月28日、宇城広域連合エネルギー回収型廃棄物処理施設設備工事安全祈願祭ということで、宇城市の萩尾施設建設予定地で行われまして、私と光井議員が出席をいたしております。

10月6日、令和3年度熊本県町村議会議員研修ということで、これはZOOM形式で行われまして、私が自治会館に、それと本町の議員さんが中央庁舎で研修を受けております。

同じく10月6日ではありますが、令和3年度第2回熊本県市町村総合事務組合議会定例会が自治会館で行われまして、これに出席をいたしております。

10月11日、令和3年第2回宇城広域連合議会定例会が広域連合で行われまして、私と光井議員が出席をいたしております。

10月13日、町村議会の制度運営に関する検討委員会が全国町村議員会館で行われまして、私が出席をいたしております。なお、これにつきましては時間が早かったために、12日から上京をいたしております。

10月14日、全国町村議会議長会都道府県会長会、これは全国町村議員会館で行われまして、私が県会長として出席をいたしております。

10月21日、熊本県町村議会議長会理事、郡事務局長会議が砥用庁舎で行われ

まして、その後、フォレスト・アドベンチャーを視察をしていただいております。
これには私だけが出席ということでございます。

10月22日、令和3年第5回議員全員協議会が委員会室で行われまして、皆さん方とともに出席をいたしております。

11月2日、和水町議会厚生建設経済常任委員会が視察来庁されましたので、それに対応をしております。これは中央庁舎で行われまして、私と上田総務常任委員長が出席をいたしております。

同じく2日、令和3年度第2回美里町公有財産管理運用等審議会、これは中央庁舎で行われまして、私と上田議員が出席をいたしております。

その後、ある一部の町民の方からご要望があつて面会をということで面会をして雑談をしております。

11月8日、美里町地域包括支援センター運営協議会が砥用庁舎で行われまして、私と濱田副議長が出席をいたしております。

11月10日、令和3年第3回議会臨時会、これは議会議場で行われまして全員が出席ということでございます。

11月15日、南九州西回り自動車道建設促進大会、これは東京ルポール麹町で行われましたので、私が県の会長として出席をいたしております。これにつきましても14日から上京をしております。

11月24日、宇城広域連合環境再生センター「KIREKA」の落成式が現地で行われましたので、私と光井議員が出席をいたしております。

同じく24日、令和3年第4回議会運営委員会が委員会室で行われまして、私と議会運営委員さんの出席でございます。

11月25日、県関係国会議員への要望活動、意見交換会、衆議院・参議院議員会館で13名の方の事務所に要望書を出しております。これも県の会長として出席をいたしております。その後、午後5時から自民党本部で全体全国要望意見交換会がありましたので出席をいたしております。

11月26日、第65回町村議会議長全国大会が明治記念館で行われまして、私が出席をいたしております。

11月30日、令和3年第4回議会臨時会、これは議会議場で行われまして、全議員さん出席であります。

12月1日、令和3年第3回宇城広域連合議会臨時会の事前打ち合わせを議長室で行っております。

それから、12月7日、令和3年第4回議会定例会、議会議場で全員の方の出席でございます。

最後に、教育委員会より毎年提出されています教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検、及び評価の結果報告書が１１月２６日に提出をされております。机上に配付してありますのでご確認をください。

以上で、議長の報告を終わります。

次に、町長に行政報告を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） それでは、私のほうから、９月定例会後の行政報告をさせていただきます。

９月の１２日、岩下区の敬老会に出席をいたしております。

９月の１４日、令和３年第１回公有財産管理運用等審議会委員の委嘱状交付を行っております。

９月の１５日、日本治山治水協会の定時総会、これは東京ルポール麴町であっております。

翌日９月１６日、甲佐町の奥名町長と合流いたしまして、水道事業の要望活動を衆議院会館、それから参議院会館を要望して回っております。

９月の２１日、朝から秋季交通安全祈願祭に出しております。その後、小筵地区の水道関係要望の対応を行っております。そしてその後、法人会中央支部よりチャリティゴルフの寄附があっておりますで、その対応を行っております。

９月２８日、宇城広域連合エネルギー回収型廃棄物処理施設工事安全祈願祭に出席をいたしております。

９月の２９日、故松永正憲議員が特別叙勲を受けられまして、その伝達式を行っております。

１０月の４日、職員朝会、その後、課長会議。

１０月の５日、職員朝会、そしてその後、百歳の表彰巡回訪問を行っております。

１０月の６日、緑川改修期成会第２回要望活動、これはＺＯＯＭにより行っております。その後、熊本県町村会の評議員会に出席をいたしております。

１０月７日、第２回宇城広域連合正副連合長会議。

１０月１１日、第２回宇城広域連合議会の定例会に出席をいたしております。

１０月１３日、金毘羅遊歩道現地視察を行っております。

それから、次の日、１４日、小筵交差点の暗渠を視察いたしております。

１０月１５日、退任人権擁護委員、篠原敦子氏への法務大臣感謝状の伝達を行っております。そして午後から、嘱託員・嘱託補会議を文化センター「ひびき」で行っております。

１０月の２０日、打越前老人クラブ連合会の会長が県の表彰を受けられまして、その表敬訪問を受けております。そして午後から、九州地方治水大会の熊本大会、

これはウェブであります、に出ております。夜は葉たばこの収納祝いに出席をいたしております。

10月21日、熊本県町村議長の理事、それから郡事務局長合同会議におきまして講話を行っております。

10月22日、令和3年第5回議会の全員協議会に出席をし、その後、美里町の総合教育会議に出席をいたしております。

10月25日、令和4年当初予算の編成会議を行っております。そして午後から、熊本県のPTA連合会より表敬訪問を受けております。

10月26日、美里町嘱託会の役員会。

10月27日、宇城木材需要拡大協議会の巡回要望を行っております。

10月29日、熊本連携中枢都市圏の首長懇談会に出席をいたしております。

11月1日、金子総務大臣がご来庁されまして、その対応を行っております。

11月2日、和水町議会厚生建設経済常任委員会の視察来庁で、視察で来庁されましたのでご挨拶に伺っております。その後、防衛白書の説明で熊本地連の副本部長が来庁されましたので、説明を受けております。

11月の3日、職員採用試験、2次試験を行っております。

11月の5日、美里町老人クラブ連合会のグラウンドゴルフ大会に出席をし、夜は荒木全国町村会長が3期目就任されまして、その祝賀会に出席をいたしております。

11月の7日、秋季火災予防活動非常招集訓練があっております。そしてその後、宇城広域連合の消防本部の採用試験を行っております。

11月の8日、美里町地域包括支援センター運営協議会に出席をし、午後から国有林野等所在市町村長有志協議会ということで、九州森林管理局の会議に出席をいたしております。

11月の9日、宇城地域振興協議会。

11月の10日、第3回美里町議会臨時会に出席をいたしております。

11月11日、令和3年度災害復旧促進全国大会ということで、これは東京で砂防会館別館で行われております、出席をいたしております。

11月12日、これも砂防会館別館ですが、治水事業促進全国大会。

そして11月13日、熊本県のPTA研究大会の宇城大会、ウィングまつばせで開催されまして出席をいたしております。

11月の14日に、12月の補正予算の査定を行っております。

11月の14日の午後から上京をいたしまして、

11月15日、全国過疎地域連盟の理事会、それから第52回の定期総会に出席

をいたしております。その後、ダム発電関係市町村全国協議会の理事会、兼定例総会に出席をしております。

11月の16日、安心・安全の道づくりを求める全国大会。その後、全国防災危機管理トップセミナーに出席をいたしております。

11月の18日、全国治水砂防促進大会に出席をし、その後、緑川改修期成会の要望活動を国交省並びに財務省に行っております。

11月の19日、第66回簡易水道整備促進全国大会に出席をし、その後、熊本県の簡易水道の役員として、簡易水道基盤強化要望活動を行っております。

11月の23日、美里町嘱託会のグラウンドゴルフ大会に出席をいたしております。

11月の24日、宇城広域連合環境再生センター「KIREKA」の落成式に出席をいたしております。午後から、令和3年第4回議会運営委員会に出席をいたしております。

11月25日、固定資産の審査評価委員会に出席をし、午後から、定例監査結果報告を受けております。

11月26日、県道三本松甲佐線道路整備促進期成会の役員会並びに総会に出席をいたしております。

11月30日、課長会議を行いまして、午後から、第4回美里町議会の臨時会に出ております。

12月の1日、熊本東リトルシニアの、今B&Gを使って練習をされております。そこがまた全国大会に行くということで、表敬訪問を受けております。

12月の4日、消防団の幹部会議に出席をし、

12月の5日、eスポーツの交流大会に出席をし、

そして、本日の定例会となっております。

以上で、私の行政報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田美好君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

次に、監査委員の例月現金出納検査報告及び定例監査報告を求めます。4番、坂田竜義君。

○監査委員（坂田竜義君） まず、例月現金出納検査の結果に関する報告をいたします。

毎月議長あてに、遠山、坂田両監査員名で報告をしております。

地方自治法第235条の2第1項により、令和3年8月分の出納検査を行ったので、同条第3項の規定によりその結果に関する報告をします。

記

1 検査対象 会計管理者所管の一般会計、特別会計、歳入歳出外現金に関する

現金、一時借入金、計算表は別紙のとおり。

2 検査の時期 令和3年8月分につきましては、令和3年9月27日、9月分については10月の20日、10月分については11月25日、それぞれ行っております。

検査の結果 諸帳簿及び提出された諸表の計算は正確であり、不正、不当な出納はなく確実なものと認める。

以上でございます。

続きまして、令和3年度定例監査の報告をいたします。

11月25日に町長あてに、遠山史朗監査委員と坂田両名で令和3年度定例監査の報告を町長に行いました。

地方自治法第199条第4項の規定のに基づき、定例監査を実施したのでその結果を同条第9項及び第10項の規定により、意見を全て別紙のとおり報告します。

2ページに監査の期日及び対象ということで、午前・午後、学校、指定管理者も含めて11月の8日まで行っております。最後は各施設等の視察、公共工事等の視察を行いまして、8日で一応終了しております。

3ページから監査の総括でございます。

第1 監査の総括

定例監査を実施するに当たっては、各課等から事前に提出された監査資料に基づき、事業内容及び事業推進上の課題について聴取し、次の点に主眼をおいて行った。

- 1) 町の財務に関する事務が関係法令等に準拠し適正か。
- 2) 町の運営に係る事業の管理が合理的かつ効率的か。
- 3) 財産の管理は適正に行われているか。
- 4) 町の事務事業の執行に係る工事について、当該工事の設計、施工、状況等が適正か。

当日は、担当課長及び担当係長に出席を求め、諸帳簿及び証書類の整理記帳は完全か、財産の管理はどうかなど、指摘すべきは指摘して、改善を要する点については適切な処理を講ずるよう指示をいたしました。

また、昨年の指摘事項の措置状況は、事前に提出されていた改善スケジュールに沿って概ね適正に処理されておりました。監査最終日には、改善状況を含め、工事中の現場視察を行い、現地を視察をしたところであります。

監査結果については、各項目のとおり報告をいたします。

第2 各項目について

1 予算の執行

本町の財政状況は、平成28年熊本地震及び豪雨災害を境にして、復旧・復興経

費の財源確保のために、熊本県が設置した震災復興基金や災害復旧事業債を活用するほか、地方財政措置のある緊急防災減災事業債を活用した庁舎の非常用発電機整備事業や消防車購入事業を実施し、国や県の支援の及ばないものについては財政調整基金の取り崩し等で対応しております。

直近では、新型コロナウイルス感染症対策への重点的な対応とともに、上水道未整備地域に対する拡張事業や、公共施設等の長寿命化対策等を本格化させていることもあり、一方では長期的な将来負担として、宇城広域連合による大型施設整備事業の公債費負担金等に多額の財政需要があります。

町債の公債費については、令和2年度をピークとしているので、公共施設等マネジメント計画に沿った個別施設運用管理計画については優先順位を見極めて費用の平準化を図っていく必要があります。

また、普通交付税の合併算定替えの支援措置が終了した状況下であり、将来負担を意識した行財政運営の効率化を進め、経常経費の縮減に努められたい。

2 収入事務

調定事務・徴収事務・現金取扱事務については、適正に処理されている。今後も町税や各種使用料等の滞納については、各課横断した「債権収納対策機構」を積極的に活用し、早期に徴収を進めて、長期化・高額化しないように対処しなければならない。そのためにも、請求・督促の通知と併せて、新型コロナウイルスの感染状況を見ながら、直接訪問を強化するなど、職員のなお一層の奮起を望む。

長期固定化した債権については、顧問弁護士とも相談し法的対応も含め検討されたい。

3 町税

台帳・帳簿・証拠書類は整備され、記帳は適正に処理されている。所得の把握は町民税や国民健康保険税の課税をはじめ、多くの面に影響を及ぼしてくるため、個人の所得調査には万全を期す努力とともに、極力未申告者の一掃に努め、公平な課税・徴収に努められたい。

4 記載及び一時借入

起債の目的・資金種別・時期・限度額・方法・借入先、利率及び償還の方法等は適切である。

投資的経費（災害復旧事業に係る経費を除く）に係る起債については、現在4億円を上回っているが、今後とも事業の精査を行い、起債発行額の抑制と効率的な財政運営に努められたい。

5 支出事務

財務会計システムを利用した会計処理により計算相違はなく、関係簿冊及び証書

類は正確に整備されている。

6 現金及び有価証券等の保管

現金については、保管体制とその責任の所在が確立されており、かつ毎月末の預金の残高証明書を取り、照合確認されているのは当を得ており良好である。

有価証券及び出資による権利証券は、会計課で的確に保管されている。

7 契約事務

契約事務については、法令及び条例等に則して処理され、適正な契約がなされている。

なお、随意契約の締結については、慣例化が懸念されることから安易に随意契約を行わず、契約内容等を十分精査して慎重に対応されたい。

8 工事関係事務

施行日から竣工検査にいたるまでの関係書類はよく整備されている。

現在、災害関連の工事も多い中、担当課においては円滑な工事の実施及び事故防止の観点からも随時現場に出向き、適切な指導監督と進捗状況の把握に努められたい。

9 財産管理事務

備品台帳は、総務課行革管財係で管理されており、整備も進んでいる。

公有財産については、公共施設等マネジメント計画策定後、個別施設運用管理計画もほぼ策定された。今後、統廃合などを進めるに当たっては、地区住民や利用団体の理解が得られるよう対応すると同時に、町民に進捗状況がわかるような広報にも配慮されたい。

また、震災等により新たに取得した財産や未登記の土地の管理についても、専門知識を持つ人の知恵を借りる等早急に対応されたい。

第3 結語

今回も前年同様、指導に重点をおいて監査したものであり、項目ごとに記述したほか、書類監査及び現地調査の時点において、それぞれ指摘してあるので速やかに実行に移していただきたい。

今後、宇城広域連合におけるごみ処理施設（令和4年度完成予定）や消防本部及び北消防署庁舎建設（令和4年度完成予定）等の整備に係る後年度の公債費負担金はさらに増加が見込まれることから、実質公債費比率と将来負担比率の増加が懸念される。このため、過去に取り組んだ行財政改革の成果を踏まえ、自主財源の確保と歳出の見直しを図り、併せて公共施設等の管理合理化を進め、将来負担の抑制を目指し、弾力性のある健全な財政運営が継続できるようさらに努力されたい。

過疎化・少子高齢化、町の基幹産業である農業の後継者不足等々、いずれも歯止

めのかからない状況が続いている。町内での就業機会の確保や企業の誘致、新規流入者の受け入れ態勢の整備など、「小さくてもキラリと光るまちづくり」には、町民のニーズを的確に捉えた丁寧で速やかな対応が必要である。

また、町立小中学校で整備されたＩＣＴ機器の有効活用と併せ、町内指定管理施設の管理運営については、学校教育の充実と町の活性化につながるよう、関係機関と協力し積極的に取り組まれない。

地震・豪雨災害からの復旧・復興も着実に進み、新型コロナウイルスも収束の気配がうかがえる中、今後とも住民の期待に応えられるようなお一層努力されることを望んで結語とする。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 以上で、監査委員の例月現金出納検査報告及び定例監査報告を終わります。

次に、宇城広域連合議会議員の報告を求めます。２番、光井博幸君。

○２番（光井博幸君） 令和３年第２回宇城広域連合議会定例会の報告をいたします。

宇城広域連合議員、光井博幸

日時 令和３年１０月１１日月曜、午後３時から。

場所 宇城広域連合２階交流プラザ

出席者 宇城広域連合議員１０名、正副連合長３名、執行部から１０名

日程第１、会議録署名議員の指名

日程第２、会期の決定 当日１日間に決定

日程第３、一般質問

日程第４、認定第１号、令和２年度宇城広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について。

日程第５、認定第２号、令和２年度宇城広域連合宇城ふるさと市町村圏基金特別会計歳入歳出決算の認定について。

まず、認定第１号について。令和２年度の一般会計の歳入歳出決算は、歳入が５億５,６９５万円、歳出が５億４,３３５万円、歳入歳出差引残金が４億８,３６０万円とする決算。

認定第２号について。令和２年度の特別会計の歳入歳出決算は、歳入が５,２０万５,０００円、歳出が２億７,１万９,０００円、歳入歳出差引残金が２億４,８万６,０００円とする決算。

賛成多数により、全て原案のとおり認定。

日程第６、議案第１１号、宇城広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程第 7、議案第 12 号、令和 3 年度宇城広域連合一般会計補正予算（第 2 号）について。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ 3 億 7,710 万 2,000 円を追加し、予算の総額を 35 億 6,500 万 4,000 円とするもの。

議案について、全て原案のとおり可決。

日程第 8、専第 2 号、宇城広域連合選挙管理委員補充員の選挙について。

指名推選により、当選人が決定しております。

続きまして、日にちは前後しますが、宇城広域連合エネルギー回収型廃棄物処理施設建設安全祈願祭について報告をいたします。

日時 令和 3 年 9 月 28 日火曜、午前 10 時から。

場所 宇城広域連合エネルギー回収型廃棄物処理施設建設地

出席者 美里町から上田町長、吉住副町長、吉田美好議長、光井でございます。

次に、宇城広域連合環境再生センター「KIREKA」落成式について報告いたします。

日時 令和 3 年 11 月 24 日水曜、午前 10 時から。

場所 宇城広域連合環境再生センター「KIREKA」

出席者 美里町から上田町長、吉住副町長、吉田美好議長、光井でございます。

以上で、報告を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、宇城広域連合議会議員の報告を終わります。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第 4 町長提出議案の一括上程

○議長（吉田美好君） 日程第 4、町長提出議案の一括上程を行います。

議案第 72 号から議案第 78 号及び同意第 4 号から同意第 5 号、並びに諮問第 2 号までの案件を一括して上程し、案件のみ議会事務局長に朗読をさせます。倉田議会事務局長。

○事務局長（倉田辰実君） それでは、議案書の 2 枚目をお開きください。読み上げます。

議案第 72 号 美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 73 号 美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 74 号 令和 3 年度美里町一般会計補正予算（第 9 号）

議案第 75 号 令和 3 年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 76 号 令和 3 年度美里町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 77 号 令和 3 年度美里町生活排水特別会計補正予算（第 2 号）

次のページをお開きください。

議案第 7 8 号 令和 3 年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

同意第 4 号 美里町監査委員の選任につき同意を求めることについて

同意第 5 号 美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 以上で、議会事務局長の朗読を終わります。

-----○-----

日程第 5 町長提出議案の提案理由説明

○議長（吉田美好君） 日程第 5、町長提出議案の提案理由説明を行います。

町長に、町長提出議案の提案理由の説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） それでは、提案理由をご説明申し上げます。

今定例会に提案いたしております議案は、条例 2 件、補正予算 5 件、その他 3 件の計 10 件でございます。

はじめに、議案第 7 2 号、美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正に伴い、未就学児被保険者均等割額の減額、関係規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 7 3 号、美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、健康保険法施行令等の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第 7 4 号、令和 3 年度美里町一般会計補正予算（第 9 号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 9,013 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 8 億 1 億 7,181 万 9,000 円とするものでございます。

まず、歳入の主なものでございますが、国庫支出金では、項の組替により子どものための教育・保育給付交付金 1 億 5,083 万 6,000 円を増額し、施設型給付費等交付金 1 億 4,716 万 8,000 円を減額いたしております。県支出金では、農用地等災害復旧事業補助金 8,350 万 5,000 円及び林業施設災害復旧事業補助金 1,534 万 4,000 円を計上し、繰入金では、財政調整基金繰入金 7,435 万 7,000 円、諸収入では、療養給付費負担金返還金 2,959 万 3,000 円、町債では、総額 4,620 万円を増額計上いたしております。

次に、歳出の主なものでございますが、総務費では、中央庁舎空調設備改修工事費 1 億 2,155 万円、有安地区旧工場跡地解体工事設計業務委託料 1,000 万円、

生活交通路線維持費補助金 1,474 万 7,000 円、ふるさと応援基金積立金 700 万円を計上いたしております。民生費では、障害福祉サービス費等給付費 1,099 万 8,000 円、保育所等従事者応援給付補助金 400 万円を計上し、衛生費では、3 回目のワクチン接種に係るコールセンター業務委託料 267 万 9,000 円を計上、清掃施設及びし尿処理施設に係る宇城広域連合負担金 1,606 万 9,000 円を減額いたしております。農林水産業費では、林道早楠線調査設計業務委託料 600 万円、商工費では、観光施設看板設置委託料 230 万円を計上し、教育費では、ICT 関連消耗品及び機器購入費 420 万 1,000 円、災害復旧費では、農用地等災害復旧工事費 8,820 万円、林道施設災害復旧工事費 1,500 万円を計上いたしております。

続きまして、議案第 75 号、令和 3 年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）から、議案第 78 号、令和 3 年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）までの 4 案件につきましては、それぞれのシステム改修費や療養給付費、サービス費など、必要経費を補正いたしております。

続きまして、同意第 4 号、美里町監査委員の選任につき同意を求めることにつきましては、委員 1 名の任期が令和 4 年 1 月 31 日で満了するため、地方自治法の規定により、委員の選任につきまして、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、同意第 5 号、美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、委員 1 名の任期が令和 3 年 12 月 22 日で満了するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、委員の任命につきまして、議会の同意を求めるものでございます。

最後に、諮問第 2 号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつきましては、委員 1 名の任期が令和 4 年 3 月 31 日で満了するため、人権擁護委員法に基づき、委員候補者の推薦につきまして、議会の意見を求めるものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせますので、慎重なご審議をいただき、速やかなるご議決をお願いいたしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（吉田美好君） 以上で、町長提出議案の提案理由説明を終わります。

-----○-----

日程第 6 議案第 72 号 美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田美好君） 日程第 6、議案第 72 号、美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。松永健康保険課長。

○健康保険課長（松永栄作君） 議案第72号について、ご説明申し上げます。

議案第72号、美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年12月7日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございますが、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和3年政令第253号）が公布されたことに伴い、関係規定を改正する必要が生じたため提案するものでございます。

なお、この関係法令の改正は、国民健康保険税について未就学児に係る被保険者均等割額を減額するものとし、減額する額は、被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額となるほか、所要の改正が行われたものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

美里町国民健康保険税条例（平成16年美里町条例第51号）の一部を次のように改正する。

以下、改正規定でございますが、説明資料として提出しております新旧対照表によりご説明いたします。別添の議案第72号資料の新旧対照表をご覧ください。左の欄が改正前、右の欄が改正後の規定となっております。

まず、第3条から第5条の2の規定の見出しの改正につきましては、税の種類を明確化するために整備するものでございます。第5条の2の規定につきましては、第23条において第2項を追加したために所要の改正を行うものでございます。

2ページをご覧ください。

第6条の規定につきましては、不要な字句を削ることにより規定を整備するものでございます。

第13条の規定につきましては、地方税法施行令の改正に併せて字句の整理を行うものでございます。

第23条の規定につきましては、地方税法の改正に併せて引用する規定の整理を行い、第2条から第5条の2の見出しの改正と同様に、規定を明確するために整備し、第2項を追加するものでございます。

7ページをご覧ください。

第23条に追加する第2項の規定でございますが、未就学児の被保険者均等割の減額についての規定となります。保険税の減額の内容としましては、未就学児に係る被保険者均等割額につきまして、各号に定める額を減額するものでございます。

なお、第1項に定める低所得世帯の軽減を適用する場合には、その軽減後の被保

険者均等割額から減額することになります。第1号は基礎課税分、第2号が後期高齢者支援金等課税額分で、各号のアは7割軽減、イは5割軽減、ウは2割軽減が適用される場合、エは第1項による軽減措置がない場合に減額する額となっております。

7ページから8ページにかけての第23条の2の規定をご覧願います。第23条の2の規定につきましては、第23条において、第2項を追加したために所要の改正を行うとともに、世帯主等が特例対象被保険者等である場合に、第23条第1項第1号の読み替える箇所を特定することにより、既定の整備をするものでございます。

8ページ中ほどからの附則の規定につきましては、地方税法に伴い所要の規定の整備を行うものでございます。

再度、議案集の一部改正条例をお開き願います。

附則でございますが、第1項におきまして、施行期日としまして、この条例は公布の日から施行するとしておりますが、但し書きとしまして、未就学児に係る被保険者均等割額の減額に関する改正規定につきましては、令和4年4月1日から施行するものでございます。

また、適用区分としまして、第2項におきまして、この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の美里町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしております。

以上で、議案第72号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

議案第72号、美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがいまして、議案第72号、美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第7 議案第73号 美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田美好君） 日程第7、議案第73号、美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。松永健康保険課長。

○健康保険課長（松永栄作君） 議案第73号について、ご説明申し上げます。

議案第73号、美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年12月7日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございますが、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第222号）が施行されることに伴い、出産育児一時金の支給額を見直す必要が生じたため提案するものでございます。

なお、健康保険法施行令の改正につきましては、出産育児一時金の加算額の基になる産科医療制度の掛け金が引き下げられることになりましたが、国の社会保障審議会、医療保険部会におきまして、少子化対策の重要性に鑑み、出産育児一時金の支給額を維持することとされたことを踏まえて改正されたものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例

美里町国民健康保険条例（平成16年美里町条例第107号）の一部を次のように改正する。

以下、改正規定でございますが、説明資料として提出しております新旧対照表によりご説明いたします。別添の議案第73号資料の新旧対照表をご覧ください。左の欄が改正前、右の欄が改正後の規定となっております。

第6条の出産育児一時金の規定を改正することにしております。同規定中、「40万4,000円」を「40万8,000円」に改めることにより、出産育児一時金を4,000円引き上げるものでございます。

なお、産科医療保障制度の加算対象となる出産に対する加算額を、同額の4,000円引き下げて、現行の「1万6,000円」から「1万2,000円」と変更する規則の改正を予定しておりますので、産科医療保障制度の加算対象となる出産育児一時金の総額は、42万円を維持することになります。

再度、議案集の一部改正条例をお開き願います。

附則でございますが、第１項におきまして、この条例は、令和４年１月１日から施行するとしております。

また、経過措置としまして、第２項におきまして、施行期日までに出産した被保険者に係る美里町国民健康保険条例第６条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によるとしております。

以上で、議案第７３号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

議案第７３号、美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがいまして、議案第７３号、美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩をしたいと思います。再開を１１時２０分とします。

—————○—————

休憩 午前１１時０１分

再開 午前１１時２０分

—————○—————

○議長（吉田美好君） 再開します。

—————○—————

日程第 ８ 議案第 ７ ４ 号 令和３年度美里町一般会計補正予算（第 ９ 号）

日程第 ９ 議案第 ７ ５ 号 令和３年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第 ２ 号）

日程第 １ ０ 議案第 ７ ６ 号 令和３年度美里町介護保険特別会計補正予算（第 ２ 号）

日程第 1 1 議案第 7 7 号 令和 3 年度美里町生活排水特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 1 2 議案第 7 8 号 令和 3 年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（吉田美好君） 日程第 8、議案第 7 4 号、令和 3 年度美里町一般会計補正予算（第 9 号）から、日程第 1 2、議案第 7 8 号、令和 3 年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）までの 5 案件について、一括して議題としたいと思います。

お諮りします。日程第 8、議案第 7 4 号から日程第 1 2、議案第 7 8 号までの 5 案件について、一括して議題とし、本日は内容説明のみ行い、質疑・討論・採決は最終日に行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがいまして、日程第 8、議案第 7 4 号から日程第 1 2、議案第 7 8 号までの 5 案件について一括して議題とし、本日は内容説明のみ行い、質疑・討論・採決は最終日に行うことに決定をしました。

それでは、議案第 7 4 号から議案第 7 8 号までを一括して議題とします。

まず、議案第 7 4 号、令和 3 年度美里町一般会計補正予算（第 9 号）の内容説明を求めます。宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） 議案第 7 4 号について、説明申し上げます。

令和 3 年度美里町一般会計補正予算書（第 9 号）の 1 ページをお開き願います。

議案第 7 4 号、令和 3 年度美里町一般会計補正予算（第 9 号）

令和 3 年度美里町の一般会計の補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 9,013 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 81 億 7,181 万 9,000 円とする。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正、第 2 条、債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正、第 3 条、地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 3 年 1 2 月 7 日提出 美里町長 上田泰弘

5 ページをお開き願います。

第 2 表、債務負担行為補正の追加でございます。

コールセンター業務委託料（ワクチン接種体制確保分）、期間を令和4年度から令和4年度まで、限度額を730万、電子納品システムリース料、期間を令和4年度から令和8年度まで、限度額を146万、それぞれ追加をいたしております。

下の6ページをご覧ください。

第3表、地方債補正、まず、追加でございます。

公共土木施設単独災害復旧事業、限度額1,200万、その下、農地農林施設等単独災害復旧事業、限度額180万、合計1,380万を追加いたしております。起債の方法、リース償還の方法は表内に記述のとおりでございます。

7ページをお開き願います。

地方債補正の変更です。

旧合併特例事業（農業振興事業）、限度額「6,340万」を限度額「6,440万」に、現年発生農地農林施設等補助災害復旧事業、限度額「1,800万」を限度額「3,140万」に、現年発生公共土木施設等補助災害復旧事業、限度額「2,660万」を「4,460万」に、3事業で限度額を3,240万円増額いたしております。

10ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算につきまして、事項別明細書により歳入歳出の主なものを説明申し上げます。

10ページの2、歳入ですけれども、三つ目の枠、款の14、国庫支出金、項の1国庫負担金、目の2民生費国庫負担金で、1億5,083万6,000円増額いたしておりますが、子ども・子育て支援法に基づく国庫負担金であるために組み替えを行ったものでございます。そのため、四つ目の枠の項の2国庫補助金、目の2民生費国庫補助金の説明欄の6番目、施設型給付費等交付金を1億4,716万8,000円減額いたしております。

11ページをお開き願います。

一つ目の枠、目の4土木費国庫補助金におきまして、社会資本整備総合交付金（住宅）分849万9,000円を増額しております。災害公営住宅堅志田及び永富復興団地の家賃低廉化事業によるものでございます。

四つ目の枠、款の15県支出金、項の2県補助金、目の4農林水産業費補助金におきまして、農業補助金のところで農用地等災害復旧事業補助金（R3災）8,350万5,000円、その下、災害査定設計委託費補助金759万円、その下、林業施設災害復旧事業補助金（R3現年災8月豪雨分）1,534万4,000円、いずれも今年の8月の豪雨災害に対応する工事関連の補助となっております。

12ページをご覧ください。

四つ目の枠、款の１７寄附金の一般寄附金でございますが、総額３，８００万円の歳入を見込んで、ふるさと応援寄附金を７００万円増額いたしております。

五つ目の枠、款の１８繰入金、項の１基金繰入金におきましては、財源調整のため、財政調整基金繰入金を７，４３５万７，０００円増額いたしております。

１３ページをお開き願います。

一つ目の枠、款の２０諸収入、項の５雑入におきましては、説明欄の一番下になります。療養給付費負担金返還金（後期高齢者医療）分、前年度の実績により２，９５９万３，０００円増額をいたしております。

二つ目の枠、款の２１町債におきましては、説明欄の５事業に係るものとして、総額の４，６２０万円を増額いたしております。

１４ページをご覧ください。

３の歳出でございます。

款の２総務費、項の１総務管理費、目の５財産管理費におきまして、委託料のところで中央庁舎空調設備改修工事監理業務委託料８６万９，０００円を計上しております。その下、中央庁舎空調設備改修工事費といたしまして１億２，１５５万円を増額いたしております。

その下の目の６企画費におきましては、歳入での７００万円のふるさと応援寄附金の増額に係る報償費でのふるさと応援寄附金返戻品２１０万から、委託料の真ん中のふるさと応援寄附金ポータルサイト利用委託料と収納関連の事務費として４６８万９，０００円合計で計上いたしております。その下、有安地区旧工場跡地解体工事設計業務委託料として、サクラ化学工業跡地の解体に係る設計業務委託料として１，０００万円を計上しております。その下、生活交通路線維持費補助金１，４７４万７，０００円につきましては、運賃の減少や運行経費の増加に伴うものとして増額をいたしております。

１５ページをお開き願います。

一つ目の枠の目の１２特定目的基金費の中で、ふるさと応援基金積立金７００万円を計上いたしております。

１６ページをご覧ください。

一つ目の枠、款の３民生費、項の１社会福祉費、目の３障害者福祉費におきまして、障害者の生活介護サービスの利用増に伴いまして、扶助費の中で障害福祉サービス費等給付費１，０９９万８，０００円を増額し、その下、障害児通所支援給付費におきましては３６４万１，０００円を計上しております。５月からの境内内における通所事業所の供用開始に伴うものでございます。

１７ページをお開き願います。

一つ目の枠、項の3児童福祉費、目の1児童福祉総務費におきまして、保育所等従事者応援給付補助金（新型コロナ対策分）400万を計上しておりますが、感染拡大防止を講じつつ業務に携わられる町内勤務の保育士に1人5万円を給付するものでございます。その下、目の2児童措置費におきましては、償還金利子及び割引料のところで、児童手当国交付金返還金、前年度実績に基づきまして401万5,000円を増額いたしております。

二つ目の枠、款の4衛生費、項の1保健衛生費、目の2予防費におきましては、報償費のところで接種謝金（ワクチン接種分）につきまして、実績により600万円を減額いたしております。

次の18ページのところの説明欄の一番上でございます。コールセンター業務委託料（ワクチン接種体制確保分）267万9,000円、その下、システム改修委託料（ワクチン接種体制確保分）85万8,000円、3回目の接種に係るものでございます。

目の4健康づくり推進費のシステム改修委託料346万5,000円につきましては、健診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業に係るものでございます。

その下の目の5環境衛生費の単独浄化槽処分費補助金110万円につきましては、6件分の処分分を見込んでおります。

二つ目の枠、項の2清掃費、目の3し尿処理費におきましては、汚泥再処理センター建設工事の減額に伴いまして、宇城広域連合負担金（し尿処理施設費）を1,393万5,000円減額いたしております。

19ページをお開き願います。

一つ目の枠、款の5農林水産業費、項の1農業費、目の7農業構造改善対策費におきましては、佐俣の湯落石防護柵設置工事設計業務委託料として110万円を計上いたしております。駐車場の北側の法面からの落石を防ぐためのものでございます。

その二つ目の枠の項の2林業費、目の5林道開設費におきましては、委託料のところで林道早楠線調査設計業務委託料600万円を計上しております。安全な林道施工のための地質調査等を行うものでございます。

三つ目の枠の款の6商工費、項の1商工振興費、目の2観光振興費の中の委託料で、観光施設看板設置委託料（新型コロナ対策分）230万円を計上しております。日本一の石段及び八角トンネルの案内看板を設置するものでございます。

20ページをご覧願います。

二つ目の枠、款の7土木費、項の1土木管理費、目の1土木総務費におきまして、今後除却を行う4件分の不足額を計上するものとして、老朽危険空き家等除却推進

補助金を142万2,000円増額いたしております。

三つ目の枠、項の2道路橋梁費の目の3道路新設改良費におきましては、事業の組替のために町道改良工事費を600万円増額、これは町道有安西山線の増額によるものです。

その下、町道6路線分において電柱等移転補償費を減額するということで600万円を減額いたしております。

21ページをお開き願います。

一つ目の枠、項の4住宅費、目の1住宅管理費でございます。工事請負費で63万3,000円を減額しております。八幡原団地ほか実績を見込みまして減額をしたものでございます。

三つ目の枠、款の9教育費、項の1教育総務費、目の2事務局費におきましては、学習用端末の利活用の円滑化のために、需用費におきましてICT関連消耗品費（新型コロナ対策分）117万6,000円、備品購入費におきまして、学校ICT機器購入費（新型コロナ対策分）302万5,000円をそれぞれ計上、増額しております。

22ページをご覧ください。

二つ目の枠、項の4社会教育費、目の1社会教育総務費の負担金補助金のところです。各種大会出場補助金5万円を計上しておりますが、吹奏楽やマイコンカーラリー等、文化系の全国大会、九州大会の出場者6名分の補助金を増額したものでございます。

23ページをお開き願います。

二つ目の枠、款の10災害復旧費、項の1農林水産業施設災害復旧費の目の1農用地等災害復旧費におきまして、工事請負のところで農用地等災害復旧工事費（R3災）分、8月豪雨災害による農地15件、施設6件分の工事費として8,820万円を計上しております。

その下、目の2林業施設災害復旧費におきましては、これも8月豪雨による林道6路線の査定設計による増額分として、林道施設災害復旧工事費（R3、8月豪雨分）を1,500万円計上いたしております。

以上で、議案第74号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、議案第74号の内容説明を終わります。

次に、議案第75号、令和3年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。松永健康保険課長。

○健康保険課長（松永栄作君） 議案第75号について、ご説明申し上げます。

別冊の議案第75号、令和3年度美里町国民健康保険特別会計補正予算書（第2

号)の1ページをお開き願います。

議案第75号、令和3年度美里町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

令和3年度美里町の国民健康保険特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,795万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,039万9,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月7日提出 美里町長 上田泰弘

予算の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により主なものをご説明いたします。

4ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。

第4款、第1項県負担金、第1目保険給付費等交付金につきましては、第1節普通交付金で3,717万4,000円を計上しております。歳出における療養諸費と高額療養費の特定財源として計上したものでございます。また、第2節特別交付金で78万4,000円を計上しております。歳出における国保事務処理標準システム共同利用クラウド運営管理負担金の特定財源として計上したものでございます。

5ページをお開き願います。

3、歳出でございます。

二つ目の枠になりますが、第2款、第1項療養諸費につきましては、第1目一般被保険者療養給付費と、第3目一般被保険者療養費で、計2,840万5,000円を追加しております。それぞれの経費について、予算の不足が見込まれるために計上するものでございます。

三つ目の枠になります。第2款、第2項高額療養費につきましては876万9,000円を追加しております。一般被保険者高額療養費の不足が見込まれるために計上するものでございます。

以上で、議案第75号についての説明を終わります。

○議長(吉田美好君) 以上で、議案第75号の内容説明を終わります。

次に、議案第76号、令和3年度美里町介護保険特別会計補正予算(第2号)の内容説明を求めます。坂村福祉課長。

○福祉課長(坂村 浩君) それでは、議案第76号につきまして、ご説明申し上げます。

別冊、令和３年度美里町介護保険特別会計補正予算書（第２号）の１ページをお願いします。

議案第７６号、令和３年度美里町介護保険特別会計補正予算（第２号）

令和３年度美里町の介護保険特別会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１５１万１,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２１億２,５８７万４,０００円とする。第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和３年１２月７日提出 美里町長 上田泰弘

予算の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

５ページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書の２、歳入でございます。

一つ目の枠の第３款、第１項国庫負担金の第１目介護負担給付金１０万円と、三つ目の枠の第４款、第１項支払基金交付金の第１目介護給付費交付金１３万５,０００円と、四つ目の枠の第５款、第１項県負担金の第１目介護給付費負担金６万２,０００円、次のページの一つ目の枠の第７款、第１項一般会計繰入金の第１目介護給付費繰入金６万２,０００円につきましては、介護給付費が増えたことによりそれぞれを増額計上しております。

また、前のページ、５ページを再度お願いします。

二つ目の枠の第３款、第２項国庫補助金の第２目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）５３万３,０００円と、三つ目の枠の第４款、第１項支払基金交付金の第２目地域支援事業支援交付金５７万６,０００円と、五つ目の枠の第５款、第２項県補助金の第１目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）２６万６,０００円、次のページの一つ目の枠、第７款、第１項一般会計繰入金の第２目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）２６万６,０００円につきましては、一般介護予防事業費が増えたことによりそれぞれを増額計上しております。

次に、その下の第５目、その他一般会計繰入金の第１節事務費繰入金４８万９,０００円の減額につきましては、広域連合の介護認定調査費等の確定により減額計上しております。

７ページをお願いします。

3の歳出でございます。

第1款総務費、第2項徴収費の第1目賦課徴収費につきましては、介護保険料の口座振替に伴います公金振替手数料4,000円を増額計上しております。

次に、二つ目の枠の第1款、第3項介護認定調査費の第1目介護認定調査費につきましては、第4節共済費におきまして、会計年度任用職員の社会保険料改定により、社会保険事業主負担金1万2,000円を増額計上しております。また、その下の18節負担金、補助及び交付金におきまして、広域連合で行っております介護認定調査会が新型コロナウイルス感染症の影響により減少したため、広域連合負担金、宇城広域連合負担金54万7,000円を減額計上しております。

次に、三つ目の枠の第1款、第4項計画策定委員会費、第1目計画策定委員会費につきましては、第1節の報酬及び第8節の旅費におきまして、地域密着型サービス事業所の更新に係る地域密着型サービス運営委員会を開催する必要があるため4万2,000円を追加計上しております。

次に、四つ目の枠の第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費の第1目介護サービス等給付につきましては、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、居宅介護福祉用具購入費及び居宅介護住宅改修費に不足が見込まれますので50万円を増額計上しております。

次に、五つ目の枠の第2款、第3項高額介護サービス費等の第2目高額医療介護サービス等費につきましては、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、高額医療合算介護予防サービス費に不足が見込まれますので3,000円を増額計上しております。

8ページをお開き願います。

一つ目の枠の第3款地域支援事業費の第1項介護予防・生活支援サービス事業費の第1目介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、第12節委託料におきまして、現在、中央、砥用地区、2か所で実施しております生活機能を改善するための運動機能向上や栄養改善等のプログラムの回数を増やし、引き続き実施し、新型コロナウイルス感染症の影響で機能が低下しつつある運動機能向上を図るため、通所型サービスC委託料213万5,000円を増額計上しております。

次に、二つ目の枠、第5款諸支出金の第1項償還金及び還付金の第1目、第1号被保険者保険料還付金につきましては、第22節償還金、利子及び割引料におきまして、過年度分及び所得の修正申告に伴い、還付予定額に不足が生じるため、第1号被保険者還付金9万4,000円を増額計上しております。

その下の第2目、償還金の第22節償還金、利子及び割引料につきましては、令和2年度の地域支援事業の精算に伴います国及び県交付金返還金230万1,000

0円を増額計上しております。

三つ目の枠の第7款予備費につきましては、歳入歳出予算の調整により303万3,000円を減額計上しております。

以上で、議案第76号の説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、議案第76号の内容説明を終わります。

次に、議案第77号、令和3年度美里町生活排水特別会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。安達水道衛生課長。

○水道衛生課長（安達浩一君） 議案第77号について、ご説明申し上げます。

別冊の令和3年度美里町生活排水特別会計補正予算書（第2号）1ページをお開き願います。

議案第77号、令和3年度美里町生活排水特別会計補正予算（第2号）

令和3年度美里町の生活排水特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ431万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,417万8,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年12月7日提出 美里町長 上田泰弘

3ページをお開き願います。

第2表、地方債補正、変更でございます。

浄化槽市町村整備推進事業、補正前、限度額が「1,230万」、補正後、限度額「1,310万」となり、80万円の増となります。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じであります。

5ページをお開き願います。

まず、歳入についてご説明いたします。

分担金及び負担金、浄化槽市町村整備推進事業受益者分担金につきましては、当初、35基を予定しておりましたが、40基分の申請がありましたので5基分の受益者負担金、10万円×5基で50万円を計上しております。

国庫支出金、浄化槽整備事業国庫補助金の循環型社会形成推進交付金につきましては120万6,000円計上しております。

繰入金、一般会計繰入金につきましては、歳出予算の財源として181万2,000円計上しております。

下の町債、浄化槽整備事業債の過疎対策事業債につきましては、事業費の増によ

り40万円を計上しております。下の下水道事業債につきましても、事業費の増により40万円を計上しております。

次に、歳出について説明いたします。

二つ目の枠の事業費、浄化槽市町村整備事業費の工事請負費の浄化槽設置工事、5基分の423万1,000円を計上しております。

以上で、議案第77号の説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、議案第77号の内容説明を終わります。

次に、議案第78号、令和3年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の内容説明を求めます。安達水道衛生課長。

○水道衛生課長（安達浩一君） 議案第78号について、ご説明申し上げます。

別冊の令和3年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算書（第3号）1ページをお開き願います。

議案第78号、令和3年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

令和3年度美里町の簡易水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ645万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,915万6,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年12月7日提出 美里町長 上田泰弘

3ページをお開き願います。

第2表、地方債補正、変更でございます。

起債の目的の簡易水道施設整備事業、補正前限度額が「480万」、補正後「930万」となり、450万円の増となります。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じであります。

5ページをお開き願います。

まず、歳入について説明いたします。

繰入金、一般会計繰入金につきましては、歳出予算の財源として145万5,000円計上しております。

諸収入、給水工事受託事業収入につきましては、1件の給水工事分として50万円を計上しております。

町債、簡易水道施設整備事業債の公営企業会計適用債につきましては450万円を計上しております。

次に、歳出についてご説明いたします。

事業費の修繕料につきましては、山出浄水場の急速ろ過器用電動弁及びろ過器の流量計の修繕料として113万3,000円を計上しております。役務費の小筵水源水質検査手数料につきましては、令和4年度に中央北地区の上水道整備に向けまして、変更認可申請を予定しており、小筵の新水源において、年間4回の原水39項目の検査を実施しなければなりません。1回目は10月に実施しており、2回目を来年の2月に行わなければなりませんので25万2,000円計上しております。委託料につきましても、県への変更認可申請を予定しております。それに伴い給水人口が5,000人以上になり、簡易水道事業から上水事業となりますので、令和5年度より公営企業会計に移行しなければなりません。公営企業会計の業務遂行に移行期間が短いため、今回、簡易水道事業法適用支援委託料として450万円を計上しております。工事請負費の給水工事につきましては50万円計上しております。

以上で、議案第78号の説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、議案第78号の内容説明を終わります。

以上で、本日の日程は終了をしました。

お諮りします。本日は、これで休会とし、このあと各常任委員会を委員長の指示により開いていただき、終了後は委員長の指示により散会していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで休会とし、このあと各常任委員会を委員長の指示により開いていただき、終了後は委員長の指示により散会していただくことに決定をしました。

なお、各常任委員会の会場は、総務常任委員会が委員会室、経済建設常任委員会が第1会議室、社会文教常任委員会が第2会議室をご利用ください。

明日8日水曜日は、午前10時より会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会します。

—————○—————

散会 午後0時00分

第 2 号

1 2 月 8 日 (水)

令和3年第4回美里町議会定例会会議録（第2号）

令和3年12月8日（水）

午前10時00分開会

1. 議事日程

日程第1 一般質問

順 番

(1) 1番 高 田 美千子 議 員

(2) 4番 坂 田 竜 義 議 員

(3) 3番 今 田 政 行 議 員

2. 出席議員（11名）

1番	高 田 美千子 君	2番	光 井 博 幸 君
3番	今 田 政 行 君	4番	坂 田 竜 義 君
5番	上 田 孝 君	7番	中 川 政 司 君
8番	吉 田 起 登 君	9番	上 村 則 幸 君
10番	福 田 秀 憲 君	11番	濱 田 憲 治 君
12番	吉 田 美 好 君		

3. 欠席議員（なし） 欠員（1名）

4. 説明のため出席した者

町 長	上 田 泰 弘 君	副 町 長	吉 住 慎 二 君
教 育 長	吉 永 公 力 君	総 務 課 長	宮 寄 幸 仁 君
企画情報課長	渡 邊 徳 晶 君	税 務 課 長	田 上 和 則 君
住 民 課 長	山 田 輝 臣 君	福 祉 課 長	坂 村 浩 君
健康保険課長	松 永 栄 作 君	経 済 課 長	富 永 英 司 君
林務観光課長	高 田 浩 幸 君	建 設 課 長	立 道 誠 君
水道衛生課長	安 達 浩 一 君	会 計 課 長	池 永 英 治 君
学校教育課長	酒 井 博 文 君	社会教育課長	中 川 幸 生 君

5. 事務局職員出席者

事 務 局 長	倉 田 辰 実 君	書 記	野 田 ま や 君
---------	-----------	-----	-----------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（吉田美好君） 本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（吉田美好君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の広報紙掲載のため、広報担当者、西野主事の議場内での写真撮影を許可いたします。

通告があつておりますので、順次発言を許します。なお、発言時間は申し合わせ事項により、答弁を含め60分以内となっておりますので申し添えます。

1番、高田美千子君の一般質問を行います。高田美千子君。

○1番（高田美千子君） 1番議席、高田でございます。マスクを取らせていただきます。通告に従いまして、1、観光・振興について、2、美里バスについて一般質問を進めてまいります。よろしくお願いいたします。

さて、世界中で猛威を奮う新型コロナウイルスは、発生から2年を経過しようとしておりますが、一向に収束の見通しは立ちません。国内におきましても、第1波から第5波まで感染拡大を繰り返しながら、私たちの暮らしに様々なダメージを与えております。県内ではここ二十日余り、感染者ゼロの日が続いてほっと一安心というところなのですが、それもつかの間、オミクロン株という新たな変異株が発生し、感染拡大の第6波が懸念されております。

落ち着いた社会状況ではありますが、美里町議会は、任期中4度目の12月定例会を迎えました。これまでの一般質問を総括し、検証するときでもあります。

そこで、まず、コロナ後の観光・振興へのまちの取り組み方針ということで質問をいたしたいと思います。

コロナ禍での長い自粛生活の中で、私たちの価値観にも様々な変化が生まれております。観光面におきましても、人々の観光への意識が変わって、自然の中で楽しむ、大人数の団体ではなく少人数で行動をする、遠方の観光地よりも近場のスポットを求める傾向が見られているということでございます。ニュースを見ておりますと、自然を求めて移動する人々の姿も増えてまいりました。社会が健康志向、自然志向となっていくならば、美里町にとっては願ってもないチャンスだと思います。美里町が活力と元気を維持していく上で、観光・振興が果たす役割は、これからもっと大きくなると思います。

上田町長が令和2年12月定例会の中で、「美里町はポテンシャルの高い町であり、選ばれる美里町にしたい」と述べておられます。観光面についてもしかりだと

思います。

そこで、まだまだ収束への道のりは半ばですが、コロナ後を見据えた観光・振興への町の取組方針についてお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） コロナ後の観光・振興への取り組みについて、お答えを申し上げます。

まずはイベントです。本町が行うイベント等に関しましては、国が示したガイドラインに沿って随時再開できればと考えております。ただ、先ほど議員もおっしゃっておりますが、オミクロン株等の懸念もございますので、本年度中は非常に厳しい状況ではないかなと考えているところでございます。また、美里町公式観光アプリ、これは「みさとっぷ」といいますが、を使って、観光スポットを周遊していただいて、スポットごとにポイントが獲得できる。そのポイントを町内の観光施設や飲食店、小売店で使用できる商品券に交換できる。そのような仕組みができれば、美里町に来て、その商品券を使って、遊んで、おいしいものを食べて、温泉につかって、一日ゆったり過ごせる、そんなプランというものも提供できればと考えているところでございます。

併せて、二俣橋であったり八角トンネル、石段や霊台橋、美里の森キャンプ場やフォレスト・アドベンチャーなどなど、魅力の発信にもしっかりと努めていきたいと考えております。

なお、来年3月25日に国土交通省の主催で、旅行会社のツアープランナーが一同に参加され、新阿蘇大橋と緑川ダム、石橋群をめぐる「インフラツーリズム見学ツアー」が開催される予定となっております。これも一つのチャンスと捉え、しっかりと美里町を売り込めることができたらと思っております。

いずれにしても、コロナウイルスの世界的な流行を機に、観光に対する意識やあり方は変化してきていると感じています。そのような中、自然豊かな本町には、まだまだ多くの可能性を秘めた観光スポットが存在します。何気ないそのままの現風景を生かした場所で、密を避けながら楽しんで、そして癒されていただける観光スタイルの構築を目指していきたいと考えております。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） ただいまのすばらしい構想をお聞きして、早く、一日も早くコロナの収束を一層願っております。

最近では県内のコロナ感染者がゼロということもありまして、町内のあちこちで町外からのカメラ愛好家グループの方たちや、インスタ映えを狙う若者の姿が見られます。彼らが求めるものは、美しい自然の風景だったり、癒しの空間だったり、イ

ンスタ映えだったり、それぞれだと思いますけれども、佐俣の二俣橋のハートや八角トンネルの周辺は、平日見ておりましても訪れる方たちが大変多いように思います。

そこで、気付いたことですが、駐車場のことが気になりました。安全に観光していただくためには、駐車スペースの確保や表示、あるいは案内板などが必要ではないかと思いましたが、その点いかがでしょうか。

○議長（吉田美好君） 高田林務観光課長。

○林務観光課長（高田浩幸君） ご説明申し上げます。

二俣橋や八角トンネルの案内板や駐車スペースについては表示しておりますが、わかりにくい、八角トンネルはどうしてできたのか、駐車場・遊歩道は舗装できないのかという問い合わせがございます。進入するための案内板は設置しておりますが、道路事情や用地の関係で、わかりやすい表示ができておりません。本定例会でよりわかりやすい誘導板の設置、また熊延鉄道の歴史などの由縁を記した案内板の設置を今回の予算で計上しております。

また、駐車スペースの表示化、安全な遊歩道について、全面舗装や法面の崩壊などの吹き付けなどが最適だと思いますが、降雨の際に雨水が1か所に集まり、周囲に影響を及ぼすことが考えられます。周囲の状況を調査し、景観にそぐわないように実施したいと考えております。

安全に観光していただくことは非常に重要で、注意喚起だけではですね、安全とは言えませんが、運行当時の風景をたどりながら現在と重ね合わせ、本町に鉄道があったというこの近代遺産の継承を踏まえて、安全に周遊できるコースを整備し、魅力ある観光スポットとなるように検討したいと思っております。

以上です。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） 既に対応を検討されているということでございますので、今後ともよろしくお願いいたします。

次に、地域おこし協力隊の活動状況と今後の予定について、お尋ねをいたします。

今後ますます人口減少が見込まれる美里町にとりましては、交流人口を増やすためにも観光振興は大切な分野です。観光のまちづくりにおいては、地元に住む私たちの視点に加えて、外から来られた方たちの新鮮な目線が新しい発想や施策につながるものと思います。そして、町の情報発信や観光PRなどにおいても、地域おこし協力隊の方々の活動は、これまでも、そしてこれからも大いに役立つものがあると思います。

現在、協力隊の任期を終えた方たちが、その後も美里町に住んでおられて、それ

それぞれの立場で頑張っていたいただいていることは大変ありがたいことだと感じております。今も任期中の2名の方が活動をされておりますが、来春、1人の方が任務終了と聞いております。これまでの活動成果を今後につないで生かすことが大事ではないかと思います。現在の活動状況と今後の活動計画や採用予定について、お尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 渡邊企画情報課長。

○企画情報課長（渡邊徳晶君） ご説明申し上げます。

現在、産業連携協議会の支援、東部地区活性化への支援を目的として採用した2名の地域おこし協力隊が在籍しております。現在在籍している地域おこし協力隊が企画した取組としましては、交流人口の増加につなげるために、二俣橋近くの空き家を活用して、町内外から二俣橋を訪れるお客様にコーヒーやスイーツを提供し、くつろぎながら町内外の人が交流するというイベントを開催されています。また、原町の空き家を使って、美里町の昔懐かしい風景などの写真を展示し、写真を見ていただきながら地域の皆様が交流していただいたり、町外の方に美里町を知っていただく機会にするというイベントも開催されております。

さらに、美里町地域おこし協力隊のインスタグラムを立ち上げ、美里町の様々な情報を発信し、美里町を訪れる方に美里町の観光スポットを案内するなど、美里町のPRという面においても力を発揮していただいております。

なお、新たな地域おこし協力隊の採用についてですが、来年度以降に自伐型林業の推進を目的として、複数名の募集を検討しているところであり、今後必要に応じて、町が進めていく業務に関して専門的な知識を持つ方や、熱意を持って地域に入り込んで取り組んでいただける方の力を必要と判断した際には、地域おこし協力隊の募集を行ってまいります。

以上です。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） これからも協力隊の活動として、町のPR大使のような役割とか、観光振興のための自主プロジェクトに取り組んでいただいたりといった、そういった前向きな活動を計画して、町の活性化に大いに貢献していただけるとありがたいと感じております。みんなで協力隊員の方々を応援することで、任務が終了された後もそのまま定住していただき、美里町の活性化に頑張ってもらえたらと願うところでございます。

次に、田舎体験の施設として空き家を活用できないだろうかという点について、お尋ねをいたします。

町内には既に300軒を超す空き家があります。美里町への移住希望者は多いと

聞いておりますが、なかなかマッチングが難しい、マッチングに至らないということも聞いております。それならば、観光客を呼ぶための一つのツールとして、空き家を活用できないかと思うところです。例えば、田舎暮らしをゆっくり体験したい人が、希望の日数だけ滞在できる。滞在中は人手の足りない農家の収穫の手伝いをされたり、畑をレンタルして野菜を栽培されたり、周辺の観光を堪能する人もあったりして、様々なスタイルで過ごせる家を町に用意していただき、地域や個人に貸し付けるという方法もあるのではないかと考えております。ほかにも利用の方法としまして、町外から通ってくる若い世代への賃貸住宅として提供する、そういうことができれば、将来定住されて人口増につながるかもしれません。他町村では空き家を民宿とかレストラン、ホテルなどといったユニークな活用法でそういう事例が成功しているということも聞いております。増え続ける空き家を仕方ないと放置するのではなくて、観光ツールの一つとして概念にとらわれない活用方法をこれから検討してもよいのではないかと考えております。

その点、町はどのように考えておられますでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 渡邊企画情報課長。

○企画情報課長（渡邊徳晶君） ご説明申し上げます。

美里町では現在、空き家バンク制度を立ち上げ、空き家の所有者と空き家を利用したい方とのマッチングを行っているところです。昨年度までは、空き家バンクは住宅としての利用に限定して取り扱っておりましたが、本年度から住宅だけでなく、店舗等で利用される際にも空き家バンクを利用して物件を探すことができるようになりました。店舗等の利用での実績はまだございませんが、空き家を購入し、改修してホテルやレストランにすることは現在は可能な状況ではございます。ほかの自治体では、地域の若い事業者さんたちが経営コンサルタント事業者や自治体と協力して、空き家を改修し、きれいに整備し、民宿やレストランとして経営し、地域活性化に寄与している事例もございます。

町の予算で町が直接手を加えて、空き家を改修することにつきましては、慎重に検討する必要があるとは思いますが、議員ご指摘のとおり、増え続ける空き家を仕方ないと放置するのではなく、他自治体の事例のように、官民一体となって取り組むことも含めて、地域の皆さんのお話をお伺いしながら、町としてもできる限りのことを行い、地域を元気にする空き家の活用について情報収集や調査研究を行ってまいります。

以上です。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） ただいまお答えいただきましたように、これから様々な空き

家の活用法を検討していただいて、ぜひ町の活性化を図っていただきたいと思います。

続きまして、やまびこの家を観光スポットとして再活用はできないかという点について、お尋ねをいたします。

もともとやまびこの家は、地元の農産物の加工設備が奥のほうにありまして、表のほうが物産の販売や食事の提供ができる、そういった施設でした。令和2年の3月定例会において、町の農産物加工所「やまびこの家」の現状と利活用について一般質問をいたしました。その後、残っている古い機材の片付けなど取り組んでいただきましたが、今もまだ活用はされず閉まっております、閉まっている状況です。また、令和元年の9月定例会で、既存の施設を利用して、共同で使える加工所ができないかという質問をいたしました。現在も新たな公共の加工所の開設には至っておりませんが、いろんなグループがそれぞれ、いろんな加工法のために利用できる、そういったみんなが自由に使える加工所がほしいという声は、特にやっぱり美里町の活性化のために頑張りたいというやる気のある女性の方たちから今も聞こえております。やまびこの家が本来の施設の目的に沿って再開できれば、加工と販売、また交流のスポットとしても様々にその機能を発揮できて、みんなが立ち寄りやすいスポットになるのではないかと思います。魅力的な美里町のスポットの一つになるのではないかと考えております。

昨年の夏でしたか、地域おこし協力隊の方が、やまびこの家を利用して、夏場利用されまして活動されたんですが、そのときも施設の内部は使えなくて、施設外での対応をされておりましたけれども、ダムに来られた方たちがよく立ち寄っておられまして、ここが人目を引くスポットであるということを私も再認識いたしました。フォレスト・アドベンチャーやガーデンプレイス、またB Gグラウンドなど、コロナ禍ではありますが、今も利用される方が結構おられます。いわば玄関口の施設が今も閉まっているというのは、美観的にも望ましくありません。周辺のロケーションと立地場所がよいという、周辺のロケーションにもその立地場所にも恵まれておりますので、再開されればみんなが立ち寄りやすいスポットになるのではないかと思います。何よりも地域の方たちの、やまびこの家はもったいない。なんとか利用できないだろうかという声は、以前からずっと今も聞かれております。

町のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 現在、やまびこの家は町直営の施設として、施設を利用したい方に有償で貸し付けております。使用料をお支払いいただければ、誰でも利用できる状況にはありますが、これまで食品加工するためにごく一部の方が利用されるだ

けの状況で、施設の老朽化も相当進んでいる状況でございます。やまびこの家は、議員もおっしゃいましたように、キャンプ場であつたり緑川ダムに来られる観光客が立ち寄りやすい場所にあり、立地条件は大変よいところでございますが、ご提案がありました観光スポットとして再活用するためには、施設の改修に相当な費用がかかることが想定をされております。今、老朽化した施設が地域の安全面に影響を与える可能性もありますので、施設の解体撤去や民間への払い下げ等も念頭に入れ、今後どの程度の利用が見込まれるのか、あるいは類似の民間業務を圧迫しないかなど、多面的にいろいろな方々からの意見を聞いて、今後の施設のあり方というものを考えさせていただければと思っております。

確におっしゃいますように、非常にいいところにあります。ただ、ネックになるのがその施設の老朽化であり、その改修の費用であるということです。ですので、例えば自分たちで借りてこういうことをやってみたいとか、あるいはこういう活用法もあるのではないかとか、そういうお知恵等ございましたら、ぜひまたお聞かせいただければというふうに思います。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） 今後、しっかり調査、精査をしていただきまして、将来の観光に生かしていただけるような対応をぜひご検討いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

コロナ禍によりまして、今後、地方が注目されてくることが予想されます。美里町の豊かな自然に加えて、今あるものを観光のツールとして未来に生かしていくということは、SDGsの観点からも大変大切なことではないかと思っております。観光で訪れたい町として選ばれる美里町になるためには、やはりほかの町との差別化をどう進めるかっていうことが一番大事になるのではないのでしょうか。美里町に来れば、美しい景観やおいしい料理はもちろん、ほっと心が癒される、そんなまちづくりが今からは求められるのではないかと思います。例えば、町のどこに行っても疲れたら自由に腰をおろせるベンチが置いてあつたり、もちろん丸太の椅子やベンチでも結構だと思います。美観スポットには、日差しを避ける小さな東屋が建っていたり、町の小さなスポットにも観光客のためになる道案内の看板が立っていたり、そういう心配りの行き届いた観光の施策をぜひ行っていただきたいと思います。さらなる観光・振興を目指して、訪れる人たちへの思いやりが行き届いた、そんな優しいまちづくりを期待いたしまして次の質問に移ります。

美里バスについての質問を進めてまいります。

平成30年10月に運行を開始しました美里バスですが、それまで福祉バスを利用されておりました方たちからは、予約や路線バスへの乗り換えなど、スムーズな

利用がしづらくなったという声がありました。それに対して、上田町長から、必要があれば走りながら十分な改善をしていく。みんなでこれから育てていく美里バスであるというお話を伺っております。その後、幾つかの路線経路の変更なども実施していただいております。しかし、まだまだ地域の足としては、まだまだ地域の足として十分な活用ができていないのが現状ではないでしょうか。

現在の利用状況と、美里バス以前の利用状況の比較から利便性の検証はなされているでしょうか。地域の方たちの高齢化のこともありますので単純比較はできないとは思いますが、利用状況のデータ等がありましたらお示しいただきたいと思います。

○議長（吉田美好君） 渡邊企画情報課長。

○企画情報課長（渡邊徳晶君） ご説明申し上げます。

美里バスは、平成30年10月に運行を開始し、利用者数の実績といたしましては、平成30年度は10月からの下半期のみで1,073人、令和元年度は1年間で2,307人、令和2年度は1年間で1,272人となっております。令和2年度は新型コロナ感染拡大の影響で、利用者数が大幅に減少している状況でございます。

一方、美里バス運行開始まで運行されていました福祉バスは、年間概ね6,000人から7,000人程度の利用が利用者数でございましたので、利用者数だけで見ますと美里バスは福祉バスの約3分の1程度になると思います。

美里バスの運行開始から2年目の令和2年1月には、乗り換え等の不便さについてのご意見があったことから、運行路線の見直しを行ったところでございます。そして、昨年度には「振興計画策定に係る住民アンケート」を実施し、美里バスの利用に関する質問も行っているところです。その結果では、美里バスを利用しておられないという方の回答が91.7%ございまして、利用しない理由の上位三つは、1位が「自分で車を運転する」というものが91.7%、2位が「家族や知人が送ってくれる」というもので6.8%、3位が「予約する手間がかかる」で5.9%となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） ただいまの数字を聞いて、短絡的に判断はできないと思います。様々な社会状況の変化とか、その方たちの生活の状況によって利用がなされていないという理由もございまして、それでもやはり地域の高齢化がこれからますます進んでいくということを考えますと、やはり今以上に利便性を高める手立ては必要であろうと思います。現在ご利用の方たちにとってはもちろんですけども、私たち団塊の世代が美里町を利用する、そういう時代になりましても、買い物や町

の行事にやはり楽しく、楽しみとして参加することができるように、便利で乗りやすいバスであってほしいと思います。

今、他町村でもデマンドバスに移行する自治体が大変多いということですので、そういった他町村においても、同じような、似たような課題をお持ちだろうと思いますので、その辺の情報交換などもされまして、さらなる改善策を図っていただけたらと思うところでございます。

次に、免許返納後のバス利用券は活用されているかっていうことについて、お尋ねをいたします。

運転免許の自主返納時には、美里町では自己申告で美里バスの利用券がいただけると聞いておりますが、その活用状況は把握されておりますでしょうか。例えば、同じ返納者でも、バス利用がなかなか困難な方もおられると思いますので、そういう方につきましては、町内のタクシー券がもらえるとか、そのような対策はできないかどうかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 渡邊企画情報課長。

○企画情報課長（渡邊徳晶君） ご説明申し上げます。

町では、運転免許を自主返納された方の申請に応じ、美里バスで利用できる回数券、200円を50枚、お一人様に1回限り交付をいたしております。これまで17名の方に交付しており、利用実績としましては19枚ということになっております。このバス券配付の取り組みにつきましては、美里バスの利用促進というものを主な目的の一つとして実施しておりますことから、タクシー券の配付については行っておりませんので、その点ご理解いただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） ただいまのお答えの中で、現在はタクシー券の配付等はなされていない、それはそうなんですけれども、今後やっぱり住民の方たちの福利の一つとして、そういったことももし検討いただけるのであれば、ありがたいなというふうに思いますが、予算の面等もありますので難しいことではあるかと思いますが、ご検討のほうをまた継続してよろしく願いいたします。

先ほどご説明いただいた中で、予約のこと出てまいりましたけれども、もう一度お尋ねをしたいと思います。

高齢者の方たちにとりましては、美里バスが利用しづらいという理由の一つに、その予約のことがあります。前日までの予約と、当日までのキャンセルという連絡が必要ということで、加齢に伴って難聴とか物忘れとか、そういった心配がある方は特に予約することに負担感があって、やむなくタクシーを利用するという方もお

られるようです。本来は美里バスは住民にとりまして大事な移動手段でありますので、その機能が十分発揮されることが大事だと思います。今後の改善の手立てとして、予約なしで利用する方法はないのでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 渡邊企画情報課長。

○企画情報課長（渡邊徳晶君） ご説明申し上げます。

美里バスは、限られた地域の限られた便数で運行されている一般路線バスだけでは移動に困る町民の方々に対して移動手段を確保するため、タクシー事業者、住民代表者、有識者等で構成する美里町交通活性化協議会で協議を重ね、九州運輸局の認可を受けて運行を開始いたしました。その中で、運行形態として予約を受けてから運行するデマンド方式についても決定がなされたところです。当然、予約なしで決まった時間に停留所にバスが来るという路線定期運行につきましても検討を行ったところですが、路線定期運行を行うためには運転手の確保が難しいこと、現在の美里バスと同数の便を運行させるとした場合は、費用がこのデマンド方式の数倍かかってしまうこと、そしてその費用を抑えるために、今度路線数や便数を減らすというふうなことになりますと、結局町内の一部の方々にしか利用ができなくなるような状況になるのではないかと、その辺の多くの課題がありまして、最終的にデマンド方式というもので運行することを決定したものと伺っております。

議員ご指摘のとおり、予約することが手間ということで、美里バスの利用を妨げているというご意見はございますが、先に述べました課題もあってですね、容易にデマンド方式を路線定期運行に変更することは難しい状況だと考えております。とはいえ、町といたしましては、できるだけ多くの方にですね、美里バスを利用していただきたいと考えておりますので、地域の方々からのご意見もお知恵も借りながら、様々な予約方法の研究も行い、気軽に予約ができるような環境整備についても検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） 制度の中で運行されているバスということで、なかなか課題の解決は早急には難しいということがよくわかりましたが、これからもよりよい課題の解決方法を模索しながら、少しずつ改善を図っていただけたらと思うところです。

最後の質問になりますけれども、バスの利用が困難という方にお聞きしますと、自分たちの生活の中でお困りごととしてやっぱり買い物が一番困るというお話をされます。砥用地区にも、それから中央地区にも、近くにお店がないとか移動販売車も来ないので、やっぱり出かける手段がなくて、また買い物の手段がなくて困って

いる、そういう地域がございます。社協などでは買い物の生活支援サービスとかも行っておられますが、例えば食べ物などはやはり自分の目を見て、気に入ったものを買いたいというような高齢者の方たちの希望もございます。

そこで、例えば実証実験的にそういう不便な買い物等に困っていらっしゃるような地域をモデル地域として選んでいただいて、言うならば、買い物バスの運行、美里バスを利用した買い物バスの運行というものを試すことはできないんだろうかと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 美里バスの利用者数につきましては、先ほど来、お話がっておりますように、新型コロナ感染拡大の影響もありまして伸びていないというような状況でございます。

実は、昨年度に美里バスの利用促進を目的に、無料乗車体験イベントを開催し、美里バスの乗り方、予約の仕方などを多くの方にお知らせする機会をつくる予定でしたが、新型コロナ感染拡大の影響で実施できていない状況でございます。

ご質問がありました買い物バスの実証実験につきましては、とてもいいアイデアだというふうに思います。美里バスを使って、買い物バスの実証実験を行うことで、美里バスの利便性を知っていただき、気軽に予約していただけるようなPRも行うことで、地域に愛される美里バスになるきっかけづくりになるのではないかと期待できます。新型コロナ感染拡大の影響を見ながら、来年度以降にですね、実施できるよう準備を進めてまいりたいと思います。

先ほどその予約のお話もありましたが、今専用のダイヤルを設けております。電話をいただければですね、何時にどこを出て、どこで降りて、何分後のバスに乗り換えてとか、非常に丁寧に対応をその担当の職員がしてくれます。出発から、まさに帰るまでですね、しっかり丁寧に教えてくれますので、ぜひお気軽に電話をしていただければというふうに思うところでございます。

美里バスの主な利用者は高齢者の皆様であり、買い物や通院などの移動手段を確保することは、町として欠かすことができない重要な取組であると認識しております。先ほどもタクシー券の話もありましたが、やはり遠いところに住んでいらっしゃる方、あるいは近いところに住んでいらっしゃる方、そういう距離的な問題もありますし、美里町は144平方キロ、非常に広い町土でありますので、そういったいろんな差というものも出てきます。そういったところもやっぱり考えていかなければ、一概には言えないのではないかなと思います。そういった意味で、この美里バスを整備をし、ただ、いろんな流れの中で予算面、あるいはいろんなことも含めてデマンドになったというような経緯がございます。

この美里バスにつきましては、今後も地域の皆様からご意見やアイデアをいただき、地域の皆様に愛される美里バスになるよう、運行しながら引き続き改善を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いを申し上げます。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） ただいまの上田町長のお答えの中で、これからも運行しながら改善を図っていくということでございますので、さらにみんなが利用しやすい、ああ、美里バスがあつてよかったって、みんな助かっている、そういう美里バスになってほしいと、育ってほしいと願っております。

やはりですね、高齢者にとって住みやすい町というのは、若い人みんなにとっても住みやすい町ということができますので、私たちが歳をとったときに、さらに歳をとったときも、好きなところに出かけて生活を豊かにするというのが、その美里バスを利用することで実現するだろうと思います。今後もみんなの暮らしに寄り添う、そういった美里バスを目指していただいて、改善を重ねていただきますようにどうぞよろしくお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（吉田美好君） これをもちまして、高田美千子君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。再開を11時05分とします。

—————○—————

休憩 午前10時47分

再開 午前11時05分

—————○—————

○議長（吉田美好君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、4番、坂田竜義君の一般質問を行います。坂田竜義君。

○4番（坂田竜義君） 4番、坂田竜義でございます。今回は4点ほど質問をしたいと思っております。

1点目は小中学校の諸課題について、2点目が新型コロナウイルス感染症対策について、3点目が美里米のブランド化について、4点目が買い物難民対策について、それぞれお尋ねいたします。

まず、小中学校の諸課題についてお尋ねしますが、1点目は、いじめ防止対策審議会の審議状況についてお尋ねをいたします。

今年7月の臨時会におきまして、委員の報酬の補正予算が組まれまして、その後、町にいじめ防止対策審議会が設置されたというふうに思いますけれども、その審議状況は今どうなっているのかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） 今回の案件ですけども、5月の末に本案件が発生をしまして、そして教育委員会でも発生した学校とずっと協議をしまして、審議会を立ち上げるということに決めました。その際は、町のいじめ防止対策審議会の設置条例に基づいて、第三者機関として立ち上げたわけですけども、第1回目の会議をですね9月の27日に実施をいたしました。その日に実施した理由としましては、その審議会のメンバーをですね、随分選考したんですけども、なかなかいろんな協議会、例えば弁護士協会とかにお願いをしても人選が進まなかったということで9月になったということでございます。メンバーとしましては3名ですけど、大学の名誉教授、弁護士、臨床心理士の3名でございます。

9月の27日に第1回目の審議会を開催しまして、委嘱状交付、そして諮問をしております。それから、本日まで5回実施をしているということでございます。これまではですね、関係者の方から聞き取りを既に1回目は終了しまして、今2回目を実施中ということでございます。これから2回目の実施、聞き取りが終わりまして、その後、審議会の方々が協議をした後で、最終的には教育委員会に答申をいただくということで進めているところでございます。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） まあ個人の名前とかはもちろん言えないと思いますが、聞くとおきよとありますと、警察にですね被害届も出されたというふうに聞いておりますし、そういう一連のその警察等の動き、答えられる範囲で結構ですから、その辺りはどこまでいっているんでしょうか、お尋ねします。

○議長（吉田美好君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） 警察の聞き取りという話ですけども、関係者からの聞き取りは既に終わっているということでございますけども、その内容については、詳細は把握はしておりません。全て審議会のほうにお任せしているということでございます。審議会においては、協議をされた、我々教育委員会がやっていることは、日程の調整であるとか、お願いされた資料を準備するとか、そういったことをしているところでございます。答申を受けた後で、その答申に従ってですね、関係者の方に詳しく説明をして、また、元の楽しい学校生活が送れるような、そういう状況をですね、ぜひ関係者と協議しながら進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） いじめ対策の関連法ができましてから、他県、県内におきましてもいろいろですね、新聞報道がされておりますけれども、やっぱり学校から教育

委員会に報告が上がるのが遅れる、あるいは上がらない、そういった事案が結構です。ね多いようでございます。結局問題が大きくなってから、教育委員会、行政に連絡があって、新聞報道とこういう形になるわけございまして、できるだけその氷山の一角だと思いますけれども、できるだけそういう未然にいじめ等を防止をしてですね、やっぱりもう起きた場合は直ちにやっぱり学校現場から教育委員会に報告があって、十分教育委員会として把握をしてですね、対策法に基づいて的確に、適切に対応されますようお願いしておきたいと思います。

2点目は、給食費の公会計化はどうしていくのかということでお尋ねをいたします。

まず、一番の希望としてはですね、いろいろ教育の無償化ということから始まりまして、副教材費もかなりほとんど無償化に近いように補助がされております。できれば給食費につきましてもですね、私としてはもう無償化してはどうかというのが根っこにございまして、そういう観点から幾つか質問いたします。

2019年の7月に学校給食費徴収管理に関するガイドラインというのが、文部科学省が示しまして、目安としては2022年の4月からですね、公会計化を実施するようにと、この強力な指導的なものではありませんけれどもガイドラインというものを示しておるところでございます。見込まれる効果としては、教員の業務の負担の軽減だとか、保護者の利便向上、徴収管理業務の効率化、透明性の向上等々ですね、見込まれる効果を挙げてあるわけでございます。

それによって、今現状を見てみますと、児童の人数によって給食費に差があるというような現状もございましてですね、やっぱり児童の数が少ないところほど給食費が高いと、こういうことではですね、基本的におかしいと思います。やっぱり児童が多かろうが少なかろうが、町立の学校であれば、やっぱり一律にやっぱり定めるべきでありまして、やっぱり全体的にこの費用がかさむということであれば、やっぱり町費からですねそこは補助するかどうか、やっぱりその辺りは考えていくべきだというふうに考えますけれども、この給食費の公会計化についてはですね、どういうふうに検討されておるのかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 酒井学校教育課長。

○学校教育課長（酒井博文君） ご説明申し上げます。

給食費の公会計化の今後の見通しということですが、議員のおっしゃられたとおり、給食費の公会計化につきましては、文部科学省のほうから令和元年7月に学校給食費徴収管理に関するガイドラインが作成され、その推進に向けて通知が来ているところです。そのガイドラインには、特に給食費について学校教師の本来的な業務ではなく、地方公共団体が自らの業務として行うべき業務であり、学校給食

費を地方公共団体の会計に組み入れるべきだというふうに示されています。給食費を公会計化することにより、先ほど述べられました先生方の業務の負担の軽減、学校給食の安定的な実施などが挙げられていますが、現状では、県内でも3市町村しか公会計化を実施しておらず、その全てが共同調理場を有している市町村であるというふうに聞いております。今後、公会計化を実施するためには、業務システムの構築、財源の確保、担当職員の配置、関係部署との調整及び食材調達方法の整理等も必要になってくると思われますので、近隣市町村及び自校給食方式で公会計を実施しようとしている市町村の状況を見極めながら、今後検討していくことになるというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） はい、まあこれは町長にお尋ねいたしますけれども、この給食費の無償化についてはどうお考えなのかお尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） はい、まあ予算の問題になるというふうに思ってます。これはもうずっと1回出したらずっと出していかなければいけない義務的な経費になってまいりますので、慎重に検討する必要はあるというふうに思います。

それと、先ほど議員がおっしゃいましたように、やっぱり学校のその人数によってですね、例えば給食の内容が変わるとか、給食費が変わるというのは、これはやっぱりあってはいけないことだというふうに思いますので、そちらの改善ということのほうはまずは先に考えなければならないことではないかなと今感じたところでございます。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） えっと、ある学校で、学校名は言いませんけれども、食材の調達にですね校長先生が行かれるという学校があるように聞いております。ですから、この地産地消というのが基本でございますが、なかなかこの給食の献立によってはですね、地元の食材が調達できないということもあります。ですから、やっぱり基本的にこの経費を削減するためには、やっぱり食材の共同調達というかですね、共同で調達して、そして足りないものはもう地産地消といってもよそから調達せにゃしょうないわけでございますので、そういうできるだけ食材を共同で調達したり、いろいろそういう工夫はですねできないのか、これは教育委員会のほうで結構ですがお尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 酒井学校教育課長。

○学校教育課長（酒井博文君） ご説明申し上げます。

現在、食材の調達方法は、自校給食ため各学校、納入業者に直接注文をして調達をしているところです。納入業者登録申請の受付が2年ごとというふうになっております。今年が1年目で来年度まで実施ということになっておりますので、議員のおっしゃられたとおり、各そういった食材の調達方法も、年度途中ではありますが、何とかできないか各学校長とも連携しながらですね、少しでも給食費が高くないような検討と一緒に、教育委員会も一緒になって検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） はい、よろしく検討方お願いをいたしておきます。

3点目に、デジタル端末の活用状況についてお尋ねをいたします。

現在では、ほとんど小中学校、1人1台ですね、タブレットを持っていると。電子黒板とかですね、非常に豊富な潤沢な予算がつけられまして、非常にあのう我々の小学校時代と比べると隔世の感というか、ものすごいスピードでデジタル化が進んでいるように思います。

例えば申し上げますと、熊本市においてもコロナ禍前からICT教育に力を入れているということで、タブレットをインターネットに接続し、日常の授業、オンライン授業、不登校の子の授業支援もやっているというようなことでございます。文科省はですね、端末の持ち帰りを推進しておりますけれども、西原村の例が熊日に載ってございましたけれども、校内のWi-Fiの環境は整っておりますが、オンライン授業の実績がない、全家庭にWi-Fiがないということで、そういうことを押し付けることはできないと、こういうことが言われているところでございます。嘉島町もそういうことで、セキュリティの課題とか端末が重いとか、そういうことでですね、なかなか難しいとこういうことでありますが、本町におきましても、文科省が言いますようにタブレットの持ち帰りとかということについては、その辺りも含めて、デジタル端末の活用状況がどうなっているかお尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） 本町ではですね、現状について簡単にご説明しますと、熊本GIGAスクールプロジェクトの指定を、昨年度励徳小、本年度は美里町が地域指定を受けまして、砥用小中学校が中心校となって取り組んでおります。昨年の8月には1人1台の端末を全児童生徒に導入をいただきまして大変ありがたかったんですけども、活用が次第に進んでいるというのが現状でございます。

簡単に申しますとですね、時々学校を訪問しますけども、授業の中で電子黒板であったり、ICT機器、学習用の端末も含めてですけども、昨年はなかなか先生た

ちもスキルが進まないで、使用が見られなかったんですけども、今年度になってかなり使う場面が増えてきたというふうに感じております。例えば、体育の授業では、子どもの動きを動画を撮ってですね、すぐにそれを再生して動きを修正するであるとか、それから音楽の授業では、演奏を録音して自分の耳で聞いて、そこをまた修正していくとかですね、そういったことが昔は考えられなかったようなことが授業の中で行われているということが現状でございます。

それから、端末の持ち帰りということですけども、夏休みとかですね長期休業、それから週末辺りに持ち帰りもですね、次第に進んできているところです。端末に、例えばじゃあ家庭で何をするかということですけども、学習ドリルをですねダウンロードして持ち帰って、それを家庭で開いて宿題をすると。そしてそれをまた月曜日に学校に持って来て先生に届ける。もしくは端末ですので、直接先生がそれを見ることができると、そういったこともできているということでございます。あと、あのうそれに関連して、別室で、別室ですね、教室と一緒にしないで、生で、例えば具合の悪い子であるとか、保健室登校のような子どももおりますので、教室の授業の風景を保健室で生で見れると、そういった取組もやっている学校もございます。教員のスキルアップはまだまだですけども、進んでおりますので、そういったことを進めながら活用の機会をもっともっと増やして、学校間の交流授業でありますとか、いろんな取組をですね、進めていきたいなというふうに思っているところです。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） 熊本市の例がちょっと熊日に出ておりましたけれども、結局端末にですねユーチューブとかですね、ゲームができるようなあれがソフトになっているということで、子どもがですね家に持ち帰って、そのユーチューブとかですね、ゲームをするとそういうことがなかなか見えないから、規制ができないですね。そういう町ではそこら辺はどうなっているのかと、もう一つはですね、要するにずっとタブレットを見ている関係で、要するに子どもの視力がものすごく低下したというのがこの前新聞に出てましたですね。ですから本町の子どもはどうなっているのかというか、文科省が一応ルールを示しておりますのは、30分に1回、20秒以上遠くを見なさいというなんかガイドラインかなんかルールがあるですね。そういうことをしているのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） 議員がご心配の子どもの視力ですけども、学校のほうに確認しましたところ、特に今のところ視力の問題はないということでございます。

それから、ゲームやユーチューブに活用しているんじゃないかという心配ですけ

ども、そこについてはですね、家庭に貸し出すときに、家庭での学習用端末活用のルールという承諾書を親から取っておりますので、その承諾書の中に、制限であるとかいろんな注意事項が書いてございます。承諾書を取っておりますので、それに沿って家庭では使われていると思いますし、持たせるときに、持ち帰らせるときに子どもにも指導をしておりますので、今のところ特に大きな問題はありません。ただ、家庭に帰ったらWi-Fiにつないでですね、いろんな操作もできますので、それを防ぐためのフィルターを入れるというようなことも今後検討したいというふうに考えております。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） 今、教育長が言われますように、そういうことはぜひ注意していただきたいというふうに思います。

次に、不登校の実情についてお尋ねをいたします。

新聞報道ではですね、かなりの2020年度、年間30日以上登校しない子どもがですね、県内では3,605人、前年比の288人とか具体的に出ております。小学生では889人、中学生で2,107人、高校で609人のですね不登校があると、こういうことが出ておりました。で、まあ本町におきましての不登校の実情はどうなっているのかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） 本町における不登校の実情ということでございますけども、実際、全小中学校ではございませんけども、不登校の児童・生徒はおります。じゃあそういった子どもに対して学校はどう対応しているかということですけども、もちろんですけども、担任を中心にですね、担任以外の教員も協力して、教頭であるとか養護教諭であるとかですね、そういった方々がつながりをつくったり、家庭訪問したりして日頃から対応しているところです。もし、なかなかそれでもうなくいかない、学校復帰が難しいということであればですね、要対協のケース会議を開いたり、専門機関とつないだり、専門機関といいますのはスクールカウンセラーであるとか、SSW（スクールソーシャルワーカー）であるとかですね、そういった方々をつないでアドバイスを受けながら、解消に向けて努力をしているというのが現状でございます。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） 不登校はですね、要するにまあ見えないだけで、逆にいじめが増えたりですね、子どもの自殺が増えているというのもございますのでですね、不登校はそんなにまあ多くないというふうに受け止めたので、十分その辺りは配慮をされているというふうに思いますので、次に移りたいと思います。

次は、全国学力テストの結果についてお尋ねをいたします。

全国学力テストがですね、令和３年９月に行われてその報道がされております。要するに、小学６年生だけの国語だけが全国を上回ったと、県内の結果です。小学６年生が国語が６６％、全国が６４．７、中学３年生の国語が６４％で、全国６４．６ですからこれはほぼ同じですね、そういう状況になっております。０．何点違うからと、２点とか３点違うからどうだこうだと言うつもりはございませんけれども、全国学力テストの結果、傾向について、どのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） 議員がお尋ねになりました全国学力テストの結果です。本年は５月に実施されて、既に回答がですね、その結果が教育委員会にも届いておりますので学校に配付をしているところです。これは平成１９年からスタートしたテストで、小学校は６年生と中学校は３年生が受けるものでございます。１学年しか受けませんので、その年度によってですね、その集団によってかなり差があるというのが現状でございます。今年の結果で申しますと、先ほど議員もおっしゃいましたが、町としてはですね、小学６年は国語、算数とも全国・県を本当にわずかに下回っております。中学校３年生は、国語と数学がありましたけれども、国語は全国・県をわずかに下回っておりますし、数学ではですね、全国をわずかに下回って、県をわずかに上回っております。全体的に見ますと、小中学校とも全国・県を本当教科によってちょっと上回るとか、全体的に下回っていると、大きな差はございませんが、学校ではその結果をですね、やっぱり分析をして、そしてこれからのなんか職員としての不足分をそこで分析をした結果を、授業で生かしていくということで、日頃の授業に取り組んでいるところでございます。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○４番（坂田竜義君） この新聞報道ではですね、要するにトータルとして評論してありましたけれども、要するに新聞を読む子どもこそ正答率が高いと、こういうですね、載っておりました。ですから、それは先生方、十分頭に置いて授業をされていると思いますけれども、やっぱりなるほどなと、新聞を読む子どもが正答率が高いということについて、なるほどなと思ったところであります。

続きまして、運動能力の向上対策についてお尋ねいたします。

先ほど来、デジタル端末が１人１台持つようになりまして、もう教室の中、家でやっぱりタブレットを見てですね、過ごす時間が多い。あるいはまたコロナでですね、部活とかがなかなかできない、小学校におきましては部活が社会体育化して運動しない子どもが増えていると、こういうこともあって身体能力が非常に低下をし

て肥満気味になっていると、こういう状況が言われておりますが、本町におきましては、この子どもの運動能力についての向上対策はどう考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） 運動能力の低下につきましては、教育委員会としても大変心配をしております。社会体育に小学校の運動部活動が移行しましてから今年で4年目を迎えますが、その後ですね、子どもの体力に低下が見られるという話を聞きますし、中学校に入るときの子どもの体力、中1の子どもの体力も低下しているんじゃないかという話を学校の教員から聞いております。これは少しく二極化が進んでいるのかなと思っていますところですよ。

そういった中ではありますけども、美里町内の3小学校ですね、ここ数年、連続で宇城管内小学校の体力トップクラスを表す「体力向上優良校」を受賞しております。この裏には、学校が始まる前の朝のランニングでありますとか、そういったこともですね、影響しているのかなと思います。学校においては時間は本当に限られてますけども、その中で先生方が苦勞して、いろんなですね取組をして、体力の低下を防ぐようなことを努力されているのが現状でございます。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） 少し今のお答えを聞いて安心しましたけれども、南関町ではですね、このICTを活用した子どもの体力向上に取り組んでいるというのがございます。体育系の大学、これは東京女子体育大学ですか、具体的に言うと。そういう体育系の大学と連携して授業プランを立てる一方ですね、学生は児童への指導を経験できる貴重な機会になっていると、ウィンウィンの試みということで出ております。リモートで大学生がやり取りをして授業をすると。それが記録に残ると。自分の動作が記録に残ってまた見れると、そういうことで南関町は取り組んでいるということでございまして、まあ、うちは比較的その進んだ取り組みを、ほかと比べるとやられておるかなと思いますけれども、そういう先進的な事例も参考にされましてですね、ぜひ子どもの運動能力が低下しないような取組をお願いしておきたいというふうに思います。

最後に、この教職員の働き方改革についてお尋ねをいたします。

2、3日前ですか、高等学校の教職員組合のアンケート結果が熊日に報道がされておりました。それで、私は今、熊本県の義務教育の教職員組合のアンケートの結果をですね、ここに持ってありますけれども、非常に月45時間、年360時間ですか、超過勤務の関係については、記録上45時間以内は増加をして、100時間以上は減少傾向にあるとこういったこと、あるいは休暇がですね取れない状況が続

いている、あるいは休暇取得についても少しは改善しているとかいろいろ出ております。特徴的なのは、過労死の危険がある８０時間以上の先生たちがですね、中学校に集中しているというのが出ております。そういうことで、全体的なこの教職員の働き方改革についてですね、今どういう現状に、取組の現状をお尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） 働き方改革につきましては、文部科学省、それから県もですね、いろんな施策を講じまして、町のほうにももちろん伝わってきております。その関係で去年は町管理規則もですね変更しまして、月４５、１年間で言うと３６０時間を超えないようにというようなことを学校に、校長としてお願いをしたところなんです。月ごとの集計というのがですね、年に何回か委員会にも届きますので、その集計の記録を見たところ、やはり４５、それから８０を超える、８０を超える人はわずかですけども実際おります。これを昨年と比較すると、少しずつ改善は見られます。一年間で申しますと、４月、５月はやっぱり少し多いですけど、２学期になると減ってきます。４月、５月はやはりいろんな事務手続き、その他いろんなことで多いのかなというふうに思います。

それから、議員おっしゃったあの中学校が８０超えが多いということですけども、これは主に部活動が影響しているだろうというふうに思います。このことについてもですね、学校のほうではいろんな対策を取って、土・日は必ず１日休むとかですね、部活動の顧問を２人にするとか、そういったことでとにかく取組を進めておりますけども、いっぺんには解消しない問題ですので、学校と知恵を出し合いながら負担がかからないように、極力努力をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。とにかく大事なことは、教員の意識をですね、変えるということも併せて取り組みたいと考えております。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○４番（坂田竜義君） えっといろいろ申し上げたいことは多いんですが、時間の関係で省略しますけれども、結局持ち帰り残業もですね、先生方のこの大体アンケートは２，１７０人集めておられますが、そのうちの６５％がですね持ち帰って、仕事をもち帰っていると、イコール隠れた残業時間とこういうことになります。

それから、要するに給特法の関係でですね、４％ですか調整休が出ますので、超過勤務手当には関係ございませんけれども、ただ、一定の４５時間、あるいはその３６０時間、こういった指針というのがございますので、この線に沿ってですね働き方改革についても取組をお願いしておきたいと思います。

続きまして、次の質問に入ります。

２点目の新型コロナウイルス感染症対策についてお尋ねをいたします。

非常に最近では、毎日オミクロンというか、新型の変異株のことが報道をされておるところでございます。とにかくあとで次に質問しますが、3回目の接種の関係の報道が毎日ですね、あっているところでございます。国の指針としては、大体11月までに対象者の、国民の対象者の7割をワクチン接種をするというところで目標を掲げて取組がされたというふうに思いますが、大体国全体としても先進国の中でもですね、ワクチンの2回接種率というのは高くなって70を超えていると、こういうことでございますが、本町におきましては12歳以上の対象者のワクチンの接種率はどうなっているのかお尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 松永健康保険課長。

○健康保険課長（松永栄作君） ご説明申し上げます。

ワクチンの接種状況につきましては、令和3年11月30日現在で、全体で1回目接種が8,236人の92.7%、2回目接種が8,180人の92.1%となっております。なお、この接種率は、ワクチン接種記録システム「VRS」から出力しましたデータと、11月30日現在の住民基本台帳に登録されているワクチン接種の対象となる12歳以上の人口により算出をしております。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） えっと、3回目の接種についての基本的考えをお尋ねしますが、結局、今もう国のほうがまた右往左往して、二転三転方針が変わっておりましてですね、結局確かに抗体量が減って、ワクチンの効果が薄くなるような、常識的に素人でもわかりますけれども、専門家ではもう4か月、5か月で減っていくという専門家の意見もあって、8か月という原則が前倒しうんぬんという議論にですね、なっているかと思えますけれども、要するに国のほうは前倒しでしたいけれども、要するに供給量が全く保障されてませんですね。いつきちとなら全国民分来るといのがはっきりしとればですね、前倒しでもなんでもできると思えますけれども、この辺りのもう3回目接種についての、非常に難しいと思えますけれども、町としての基本的な考え方についてお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 松永健康保険課長。

○健康保険課長（松永栄作君） ご説明申し上げます。

議員の質問につきまして、追加接種の8か月ではなくて、8か月を待たずに前倒しをする考えについての質問になるかと思えますけれど、6か月以上の接種間隔による追加接種につきましては、具体的な通知等がっておりませんが、前倒しをするためには対応できる十分なワクチン量や、個別接種を実施する医療機関の受け入れ態勢、集団接種の会場確保や医療従事者の確保等の課題もありますので、慎重に検討をしていきたいということで考えております。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） えー、先ほど議員もおっしゃいましたように、この3回目の接種については毎日報道されておりまして、先日の総理の所信表明では、6、8か月を待たずに前倒しをするというような話もございました。これは昨日のニュースですが、厚労大臣はですね、閣議後の記者会見で「ワクチンは順次輸入されるもので、全国民を対象に接種の前倒しを一律に行うことは困難だ」と述べられております。要は、まだ国のほうでもですね、はっきりしたことがわかっていないというような状況でございます。町といたしましては、やっぱりしっかり、どういう方向性でするんだということを国でお示しいただいてですね、あとはちゃんとそのワクチンを確保していただくということ、これは国に対しても町村会を通じてですね要望していきたいと考えております。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） 接種記録ですね。これについては1回目、2回目接種をした人、これはちゃんと記録が残っていると思いますけれども、要するに、町外からの転入者についてはその記録が町にはないですね。そこら辺りはどのように把握をされるんでしょうか。結局、1、2回打ってなければできないでしょう、3回目は。だから、そのう転入者については、町外からの転入者をうちに接種した記録がないからわからないでしょ。それはどうなるんですか。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 恐らく今おっしゃったことはですね、まだ想定をしてなかったとことだというふうに思います。2回接種されて、町内でわかる方にはもちろん接種券を送ります。これはそのときになってまた対応しなければいけませんけども、接種券がもし2回接種したのに、町外から転入してきたので町で把握できてないのであれば、やはり接種証明書をですね、例えば町に見せてもらえば接種券をお渡しするとか、そういうやり方をやっていくしかないのかなというふうに考えます。

○議長（吉田美好君） 松永健康保険課長。

○健康保険課長（松永栄作君） ご説明申し上げます。

1回目、2回目の接種を町外に居住されているときに接種された方になるかと思えますけど、そういった方の接種券を交付する際に、接種済み証、こちらを確認して交付をすることになります。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） まあ非常に国のほうがですね、もう混乱を招くようなことばかり言われるから右往左往、自治体現場では大変だと思いますけれども、いずれにしましても3回目をしなければ効果がないということはみんなわかっておりますので

ですね、スムーズにできるようにしていただきたい。ただ、私も2回ファイザー製は打っているですね。結局なら3回目はモデルナですよと言われたときにどうなるか。ずっと、例えば今度、今91.何%、ほとんど大半の人たちがされておりま。おらせんという人も中にはおると聞いておりますけども、ただファイザー製でも2回目にやっぱり副反応がありましたですね。やっぱりだるくてもう倦怠感があったて。モデルナ製については、もうなんか7割ぐらいの人が発熱したというようなニュースがきとるもんで、やっぱりモデルナを敬遠するというかな、そういう傾向がありはせんかなと。町がワクチン量が、ファイザーがもうないからモデルナでやりますよときたときにですね、ならもうよかて、モデルナなら受けませんっていうこととか、わからんですよ、やってみらなわからんけれども、非常にそういう点で接種率が低くなったりしないかなとか、いろいろ心配がございます。いずれにしても、3番の問題も関連しますけれども、そういうことで十分近隣の自治体とも連携を取りながらですね、取組をしていただきたいと思います。と思っています。

今回のワクチン接種をめぐる総括ということでちょっとお尋ねしますけれども、今回というのは今年度という意味でお尋ねします。

で、まあ、私たちもまあ7月に2回ですねやまして、最初は医療従事者、後期高齢者、ずっと順番にワクチンの順番が回ってきました。やっぱり福島県の相馬市、相馬モデルと言われておりますけれども、やっぱりあらかじめ住民の意向を調べて、希望者には地区ごとにですね集団接種会場を案内したということで、日時も自治体が指定したということで、非常にスムーズにワクチンの接種ができた、と相馬モデルと言われているわけ。この辺りでも山都町とか甲佐町、御船もやっておられますけれども、やっぱりもう75歳以上が二千五、六百人おられます。その人たちにですね、一日中電話に張りついてですね予約をなさいて、それはもうちょっと無理と思うんですよ。ですからね、今度やっぱまず医療従事者が始まります。そして高齢者施設とか従業員とかが始まって、後期高齢者順番にされるのはいいけれども、今供給がいつになるかわからんけれども、いずれにしても全部に供給できるものですね、予約はしてあるですね。アメリカファイザー社との契約とかしてはあります。ですからまあ、教訓の総括というのは、やっぱりこれだけ一日に年寄りが一日中電話ばかりかけまくってもですね、つながらなかった、あるいは何人も子どもの携帯を借りてして、ようようつながったとかいろいろ大変問題があったと思うんですよ。ですから、そこについてはやっぱりその辺りの総括はどうしておられるのかですね、お尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 本年度の1回目、2回目の接種についての総括といたしまして、

まあ先ほど議員がおっしゃいましたように、新型コロナウイルスのワクチン接種、まず医療従事者からスタートをして、その後、高齢者施設の入所者、従事者、そして一般の方は75歳以上の方々ということで流れていきました。接種開始に伴いまして、国からは65歳以上の高齢者接種を7月末までに完成させるという要請もありましたが、概ねその目標は達成できたところであります。

なお、ワクチン接種を進める中では、各医療機関での混乱を避けるため、個別接種の予約受付を町が設置したコールセンターで行いましたが、予約受付の初期の段階で、コールセンターへの架電が殺到し、なかなか電話がつかないという混乱が生じました。この混乱によって多くの町民の皆様にご迷惑をおかけしましたことを、改めてお詫びを申し上げたいというふうに思います。その際、多くのご意見を賜っておりまして、しっかりと反省し次の改善に生かしていきたいと考えております。

なお、現時点では先ほど担当課長が説明しましたとおり、県内でも上位の接種率となっております。これもひとえに、接種に対してご理解をいただきました町民の皆様のご協力のお陰であり、深く感謝を申し上げます。

引き続き、現在も何らかの理由で接種をされていない方や、12歳到達者に対する接種を続けております。細やかな対応を心掛けているところでございます。これから3回目の追加接種が始まります。1回目、2回目の接種でいただいたご意見等を生かしながら、スムーズな接種に努めてまいりたいと思っております。

なお、今回は概ね8か月と今のところとなっておりますので、日にちをある程度指定して、町の方からはですね、この日ですということで指定をさせていただければと。で、もしその日は無理、ちょっとだめだというような方も対応ができるようにやっていきたいと考えております。

あと、ワクチンですが、モデルナかファイザーかという話で、ここもやっぱり今のところもしファイザーしかだめという方は、後ろにこうずれていく可能性もあります。そういったところも慎重に見極めながら対応していきたいと考えております。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） よろしく願いいたしたいと思います。

一つだけですね、コールセンターを設置するというので、まあ今度の補正にも上がっておりますけれども、このいわゆる受付のダイヤルですね。結局「0120」は無料、「050」は有料、だけんその辺りがまた「050」になるのかならないのか、その辺りはどうですか。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 1回目、2回目のときは、途中で電話番号を変えると混乱する

というようなこともありましてそのままいきましたが、今3回目、時間もありますので、「0120」で始まる無料のダイヤルができないかということで、今担当課のほうで検討を進めているところでございます。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） はい、まあよろしくお願いします。

時間がかかなり迫っておりますので、次の美里町のブランド化についてですね、お尋ねをいたします。

令和3年10月7日の新聞報道ですが、このいわゆる県産米の概算金の値下げということで、前渡金もう非常に低くなりまして、ひのひかり、森のくまさんでもですね、昨年よりも1,500円低くなって1万2,060円と、コシヒカリで1万3,020円と、こういう報道が出ておりました。で、とにかくこの前食味コンクールもありまして、非常にやっぱり美里の米というのは、うまい米だと私は本当に思っております。で、これは本当に、まあ等級がつくからですね、おいしい順に順位がつきますけども、やっぱりあのうおいしいものは高く売れるようにしてもらわないとですね、とにかく米農家がやる気がないと、こういうことで考えます。ですから、この辺りの、まあ美里米、とにかく従来から小崎米だなんだっていう、個別の小字のですね名前を付けた米は非常に有名で、外に持って行っても非常においしいということで通っておりますけれども、やっぱりその中でもやっぱりそういう意味で差別化、差別化をしていいものは高く売ると、こういうことをですねしていかなくちゃならないと思います。で、そういう意味では、JAが前渡し金は幾らですよと決めてもですね、それは自分で開拓して、JA以外に高く出している人もおられます。だからそれは知恵の問題かもしれないけれども、ただ、私たちはそういう美里米の中でもやっぱり等級の食味で上になった部分については、言うならば、そのう町が買い上げてでもですね、やっぱりよそに、JAが、JAよりも高く買うところがあるならば、そこに町が高く売るとかですね、なんかそういう知恵がですね出ないかなということでお尋ねをしているところでございます。そういう意味で、美里米の差別化、ブランド化をどのように考えておられるのかですね、この米価の安定対策というのはこれは政府がすることでございますけれども、もうその辺りも含めてお尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 富永経済課長。

○経済課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

町では、昔からうまい米と言われてきておりました美里町のお米を、多くの消費者に知ってもらい、消費者から求められる米の産地を確立するため、平成30年度より「美里米食味コンクール」を開催をしております。開催当初は66検体の出品

数でございましたが、今年度、令和３年度におきましては１０８検体の出品数に大きく増加をするなど、農家の皆様への周知も進み、農家の米の品質向上に向けた意識高揚を促すなど、成果が徐々にではありますが見えてきているところだと考えております。

また、令和２年度からは「九州のお米食味コンクール」にも前年度のコンクール上位入賞者の方をお願いをしまして、町実行委員会で取りまとめて出品を行っております。九州のお米食味コンクールには、令和３年度は１２６の自治体から１，１５０の応募があり、食味分析計による一次審査の後、上位３０検体を選び、食味鑑定士や米のバイヤーなど、専門家を含めた２０名程度の審査員によって、実際に食べて評価をして順位が決まる仕組みとなっております。九州のお米食味コンクールでは、令和２年度には個人総合部門で３位入賞をはじめ、３０位以内に３名の方が入賞をし、令和３年度には同じく個人総合部門で９位入賞、また県奨励品種部門で１名の方が入賞されるなど、町コンクールを行うことによって、生産者の意識も高まり、品質も向上し、大きな大会での好成績につながっているものと考えております。このような大きなコンクールで美里の農家の方が入賞することによって、審査員の米のバイヤーの方など、米の専門家への美里の米のおいしさが伝わり、美里米の認知度アップを図り、美里米の差別化、ブランド化につなげてまいりたいと考えております。

また、実際に高値で販売をするためには、ある程度の量と品質の安定が必要になると思っております。九州のお米食味コンクールの自治体部門で４年連続１位となった多良木町では、法人を含めた１３の農家で、多良木田んぼの力研究会という組織を設立し、肥料などを統一し栽培基準を設け、品質の安定を図り、個人販売ではなく、各農家の米を集約し量を確保して高値で販売をされているというふうに聞いております。本町におきましても、コンクールの実施から次のステップとして、今後どのような取組が必要なのかを検討し、美里米の差別化、ブランド化に向けて引き続き取り組んでいきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○４番（坂田竜義君） 多良木の例が出されまして、そういういい例をですね参考にし取組を進めていただきたいと思います。要するに、米が余るから安いんだというような理屈はわかりますけども、今度の選挙の中でも自民党もこの余剰米を市場隔離すると、除外してするという政策が出ております。あと立憲のほうは個別所得保証というのが出ております。そういうことで、やっぱり今生産調整とか、政府は出しておりませんけれども、やっぱり生産調整というのは政府が管理をしてですね、

きちんとした管理のもとでやっぱりしていくという仕組みも非常に大切なことだと思いますので、今お答えがあったような取組をぜひ、進めていただきたいと思います。

最後に、買い物難民対策でお尋ねをいたします。

今非常に、1番議員の質問の中でもございました美里バスで買い物ができないかということもございました。で、非常に高齢者の免許返納者に対しまして、やっぱり近所の人、私が知っている人にも聞きますと、やっぱり車がないと買い物に行けんと、これで持っているというのが大半なんですね。ですから、今、ありさだとかJAも配達をしているというようなことも聞きますし、そういう部分の宣伝がちょっとまあ行き渡ってないのかなというふうに思いますし、片方では生協がですね、生協に入っている組合については配達したりします。で、甲佐町におきましてはですね、このマルエイさんと提携して、いわゆるこれはとくし丸という、移動スーパー「とくし丸」というのがございます。ここと契約をしていると聞いておりますけれども、その立ち上げ資金、これはとくし丸の制度というのは、個人事業主を募集してやるというようなことだと思いますけれども、やっぱりその立ち上げ資金をやっぱり町が補助とかしてですね、そういう買い物難民対策をどう考えているのかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 高齢者の皆様で、買い物に困られている方が多いということにつきましては、町の重要な課題であると認識しております。他の自治体の事例では、移動販売を行う事業者を公募し、実施していただく事業者に対して移動販売事業を始めるにあたって必要となる経費の一部を自治体が助成するなどの取り組みを行っているところもあると聞いております。

しかしながら、採算を合わせることがとても難しいと伺っておりまして、自治体の、これは面積が広くなればなるほどカバーする地域が増えてくるため採算が取れないといった話も聞いているところでございます。町といたしましては、そのような他自治体の事例を調査、研究し、費用対効果も含めて、移動販売や美里バスを活用した買い物支援についての検討を行い、買い物に不便を感じている方々を少しでも解消できるよう努めてまいります。

○議長（吉田美好君） 時間がきましたので、これで。

○4番（坂田竜義君） これで終わります。

○議長（吉田美好君） これをもちまして、坂田竜義君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩をします。再開を13時10分とします。

—————○—————

休憩 午後0時05分

再開 午後1時10分

—————○—————

○議長（吉田美好君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、3番、今田政行君の一般質問を行います。今田政行君。

○3番（今田政行君） 3番議席、今田政行です。通告書に従いまして質問を進めてまいります。

今回の質問は、最初に農業振興について、2番目に、美里町東部地区活性化施設物産館の運営について、3番目、美里バス運行について、4番目、地域おこし協力隊について、5番目、ふるさと納税について質問をいたします。

まず、農業振興についてですが、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動への影響は、農業分野にも広く及んでおりますが、それ以前に生産活動での農業従事者の高齢化及び後継者不足により、生産基盤の脆弱化が進行しております。過去にも農業分野の方向付けについてお尋ねしてきましたけれども、現状を見ますと、遊休農地の増加等で年々厳しさが増しているように思われます。しかしながら、町の基幹産業である農業の方向性として、農地利用の計画や経営体の育成についてどのようにお考えかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 富永経済課長。

○経済課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

美里町の農業の将来的な方向付けについての質問でございますが、今後、農業者の高齢化により離農される方が増え、特に山間部を中心に不耕作地、農作物を植え付けられない土地が増加をするということが予想されております。国の施策では、このように離農などで空いた土地を地域の担い手に貸し付けを行うか、その地域で担い手が不足する場合には、地区外の担い手に貸し付けて農地の最適化を図ることとなっております。農地の最適化を図る手段として、人・農地プランの実質化と称しまして、後継者がいないなどで、今後耕作されなくなる農地を誰が引き継ぎ、耕作するのかを地域で話し合うことが求められており、町農業員会では、令和2年度に町全体の53集落のうち、8集落で話し合いを実施をしております。町の現状を見ますと、認定農業者などの担い手となる農家の数も、高齢化により減少をしており、空いた農地を全て担い手が引き継ぎ耕作するということは、現実的に難しく、地域の中でも耕作条件がよく、今後も引き続き耕作できる農地の区域と耕作条件が悪く、農地から、例えば林地への転用を図る区域に分けるなど、農地の集約を図ることが必要であると考えております。集約化した農地を守っていくためには担い手の確保

が必要となりますが、新規就農者や認定農業者などの個人の農業者に加え、山間部の認定農業者などのいない地域では、兼業農家の方や定年退職後に農業を続けられる方などを中心とした集落営農組織の設立など、共同で地域の農業を守るための担い手となる組織づくりを推進し、新たな担い手や経営体の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 今田君。

○3番（今田政行君） 農業従事者の減少というふうな中で、それぞれ組織をつくったりとか、あるいは認定農業者を育成したりということで、ぜひ将来につながるような施策を進めていただきたいというふうに願うところであります。

また、2019年度に全農家を対象に、農地利用の移行に関するアンケートを実施されておりますが、結果として、農業者の平均年齢がその当時68歳、今後の農業経営については現状維持が多く占めており、一方、後継者についてははめどが立っていないというお答えが70%近くに上っているということでございます。このようなデータを基に、地域ごとに地図等に利用状況を落として、話し合いの場の資料に提供していただきたいと思うところであります。

ちなみに、このデータを利用して、人・農地プランの話し合いの場を8集落で実施したということですが、今後、他の地域でも行う計画があるのかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 富永経済課長。

○経済課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

人・農地プランの実質化に向けた取組としましては、令和2年11月から令和3年の2月末まで、町内の8地区で地域での話し合いを実施しておりましたが、その後、新型コロナウイルス感染症の拡大により、公民館などに集まって話し合うことができなくなり中断をしているところでございます。県内多くの自治体が同じような状況で進捗が止まっておりましたが、熊本県などの指導もありまして、代替策として認定農業者や人・農地プランの中心経営体に位置づけられている担い手231名の方へ、今後の農業経営の考え方などについてアンケート調査を行い、実質化を図ることとして、12月3日に郵送で配付をしているところでございます。今後はアンケート調査を基に地図などを作成し、地域での話し合いの資料として提供をし、コロナが落ち着いた状況になれば、既に実施している8地区と同じように、地域に出向いて話し合いの場を設けていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 今田君。

○3番（今田政行君） 農地の利用促進のためにも、美里町担い手農地集積促進補助金、あるいは中山間地域等直接支払いや多面的機能支払いを活用した支援策、あるいは政策や町の魅力をこれまで以上に発信されることを希望するところでもあります。

ところで、遊休農地及び荒廃農地の面積はどのくらいありますか、お尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 富永経済課長。

○経済課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

荒廃農地の面積ということでございます。毎年農業委員会のほうで利用状況調査ということで、毎年8月の終わってから9月にかけて調査のほうを行っております。令和3年度も調査のほうを行っておりますけれども、まだ数値のほうが確定しておりませんので、令和2年度の数値ということでお答えをさせていただきたいと思っております。

令和2年度の調査におきまして、町の荒廃農地の面積ということで言いますと約500ヘクタールが荒廃農地ということで調査のほうを行っております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 今田君。

○3番（今田政行君） 今後、遊休及び荒廃農地の増加は大きな問題を抱えていると思います。生産性の減少はもちろんですけれども、獣類のすみかとなり被害が増大したり、ライフラインに支障が出たり、ひいては集落の存続も危ぶまれる状態になることも考えられますので、しっかりとした対応が必要だと考えております。

その500ヘクタールが全て対象になるわけではありませんけれども、人の手で管理できなければ家畜に任せる方法もあるかと思えます。放牧場として再生できれば、獣類の進入を防止する緩衝帯にもなるかと思えますので、ぜひ取組を願うところでございますけれどもいかがでしょうか。

○議長（吉田美好君） 富永経済課長。

○経済課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

国の補助事業の中で、農山漁村振興交付金というものがございまして、そのうち最低土地利用対策として、低コスト土地利用支援事業というものがございます。この事業は、農地を低コストで維持するために、粗放的な利用としまして、放牧や蜜源作物の植え付けなどによるモデル的な取組を支援する事業ということになっております。事業に取り組むにあたっては、地域の中で地域の重要な資源である農地の活用を維持するための活動をどのように行っていくのか、地域ぐるみで十分な話し合いが必要になってくるというふうに思っておりますし、町を含めた任意の協議会を設立する必要もございます。

議員のご指摘のとおり放牧などを行いますと、荒廃農地の防止や有害獣の侵入防止、緩衝帯にもなり有効な手段であるというふうに考えてはおりますが、事業を実施する場合には、主体となる農地の所有者など、地域の農家だけでなく、畜産農家との連携や協力も必要になってくると思います。各地域への事業の周知に併せて、畜産農家への周知も行って、今後畜産農家への周知も行っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 今田君。

○3番（今田政行君） 各集落と畜産農家との結びつきということで、ぜひ取組をお願いしたいというふうに願うところであります。

また、農業経営は相次ぐ自然災害や昨年来からの新型コロナウイルス感染症の影響により、市場価格の低下を招き深刻な状況にあります。中でも主作物である水稻作においては米価の大幅な下落により、販売収入の減少が予想されておりますが、今年で第4回目を迎えた美里米食味コンクールでは、年々高品質な米が生産されております。良食味米である美里米の生産を維持していくためにも、また一番幅広く作付けしてある水稻に対し、農業保険、水稻共済ですけれども、掛け金への一部負担をご検討いただきたいと思いますと思っております。

また、農業保険については、昨年3月に閣議決定され、第5次食糧農業農村基本計画において、農業経営安定化の有効な手段として位置づけられ、その普及、促進、加入拡大が強調されており、さらに地方自治体による保険料、掛け金等助成や補助、融資事業における加入要件等が措置され、農政をあげた加入促進の取組が展開されております。病虫害及び自然災害による減収のみならず、市場価格の低下による販売収入の減少も補償対象とする収入保険は、農業経営の継続を強く支援しております。県におかれても、掛け金の3分の1、上限6万円ですけれども、を支給されておりますので、その支給に対しての一部負担をご検討願いたいと思います。

ちなみに、県下の市町村でも支援を始めたところがありますので、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。お考えをお尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 水稻共済、収入保険ともに農業経営を行う上での様々なリスクに備え、農業者自らが加入する保険制度となっております。水稻共済につきましては、一定の面積以上水稻を作付けする農家は加入を義務づけられておりましたが、平成31年1月からは任意加入に変更となっており、風水害などの気象上の原因による災害や病虫害、鳥獣害による水稻の減収または品質低下に伴う生産金額の減少が対象となっております。

次に、収入保険につきましては、青色申告を行っている農業者が対象で、自然災害による収量の低下に加え、市場価格の下落や病気で収穫できなくなった場合など、農業者の経営努力では避けられない収入減少が対象となっており、作物も水稻だけに限らず、農業者が生産・販売する農作物の販売収入全体の減収幅で判断することになっております。

それぞれに加入条件や保障の対象があり、掛け金も掛け捨て方式のみ、掛け捨てと積立方式の併用となっております。また、農業共済事業には、水稻共済以外にもハウスなどが対象となる「園芸施設共済」や、肉用牛が対象となる「家畜共済」等があります。農業経営の個々のリスクに備えるための保険に対する補助として検討する場合は、水稻共済に限らず、他の共済事業についても検討する必要があると思いますし、県内他市町村の支援状況やこれまでの経緯など、幅広く情報を収集する必要があると考えております。

もし、町が補助を行うとするならば、その妥当性や他産業との整合性や平等性なども含め、今後慎重に検討をする必要があると考えております。

○議長（吉田美好君） 今田君。

○3番（今田政行君） 今の水稻共済ではなく、ほかの共済に対してもというふうなお話もありましたけども、まあできるならば全体的、幅広い中でご検討いただきたいというふうに願うところであります。

続きまして、特産品への取組についてお尋ねをいたします。

本町の農産物は、米を筆頭にアスパラガス、かぼちゃ、栗、肉用牛等々、20種類以上が生産をされておりますが、その中で特産品に位置づけられた品目の生産には、飼料代、資材代等に対し支援をし、後押しされておりますが、現状を見ますと従事者の高齢化に伴い、手不足が生じ、増産、増収には至っていないように思われます。しかしながら、今後、本町を代表する作物、または経営の柱となり得る作物をつくり上げねばならないと切に思うところであります。

よって、特産物とは別に重要品目として設定する、例えば里芋であったり、かぼちゃであったりを水田転作で作付けした場合、農業再生協議会から産地交付金として手厚く支援することはできないでしょうか。実際取り組んでおられる協議会もあります。お尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 富永経済課長。

○経済課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

産地交付金につきましては、地域で作成する水田フル活用ビジョンに基づき、国から配分された資金枠の中で、町再生協議会が対象作物や交付単価などを設定できるということになっております。現在、産地交付金の対象作物として、里芋やかぼ

ちやなどは、それ以外のアスパラやキュウリなどの野菜類や花きや花木類、柿、栗などの果樹、葉タバコなどと同じ交付単価を設定し、令和３年度では反当たり１万２,０００円を予定しているところでございます。

先ほどお話しましたとおり、資金の総枠の中で再生協議会独自で単価を設定することは可能ではございますが、その分、ほかの作物の単価を下げる必要がございます。町の議会の代表や認定農業者の代表、各種部会の代表の方などで構成をされる美里町再生協議会の中で今後検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 今田君。

○３番（今田政行君） 今説明をいただきましたけども、まあ平等性を見られてですね、全作物に対象にしているということでもありますけども、まあできるだけこう、なんと言うか、特産品というか、一つのものを育てていくためにはやっぱり集中して支援をしなくちゃいけないというふうなところもあろうかと思しますので、ぜひそういう面も加味していただきたいというふうに考えるところで。

続きまして、農地ナビの現状についてお尋ねをいたします。

全国農地ナビについて、農地台帳及び農地地図をインターネット上で確認できるもので、２０１５年４月に運用が開始されております。しかし２０１６年以降、農地台帳の情報が全く更新していない割合が４割以上上がっており、会計審査員から農水省に対し改善要求が出されております。本町の農地ナビの現状について、どのような状況かお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 富永経済課長。

○経済課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

全国農地ナビにつきましては、農業委員会が整備をしている農地台帳及び農地に関する地図について、農地ナビの運営管理団体である全国農業会議所が農地情報をインターネット上で公表しているサイトとなっており、平成２７年４月より公開を開始をしております。使用方法は、インターネット上で農地ナビと検索し、サイト上で都道府県、市町村、大字を選ぶと、対象地付近の航空写真が表示をされ、知りたい農地の地番や地目、面積、賃貸借金等の権利設定の内容などの情報が入手できるようになっております。先般、会計検査員より全国農地ナビの利用率が低いことの原因として、各農業委員会の農地情報の更新が遅れていることが指摘をされております。本町農業委員会におきましても、報道後１１月末に情報の更新を行ったところでございます。情報の更新にあたっては、農地の分筆などにつきましては、手作業によって地図の修正を行う必要があるなど、作業に手間がかかる場合もありますが、最新の情報が公開できるよう今後も努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 今田君。

○3番（今田政行君） 11月末に更新してあるということでございます。で、手作業での作業もあるということでございますので、その点もしっかり更新していただくようお願いをしておきたいというふうに思うところです。

続きまして、美里町東部地区活性化施設物産館の運営についてお尋ねをいたします。

美里町東部地区活性化施設物産館において、新型コロナウイルス感染症の影響で入館者が激減し、今年の5月末をもって閉館をされました。しかし、地区からの要望により町直営で農産物の販売を中心として営業がされております。しかしながら、あくまでも仮営業の様相であり、早急に本格営業が望まれるところです。残念なことに、美里町東部地区には商業施設、店が1個もなく、移動販売もないとのことで買い物が高齢者世帯を中心に非常に困っておられるとの声を聞きます。運営方法は、指定管理者を公募して運営に決定しておりますが、その条件としまして、日用品から食材等の品揃えをお願いしたい。買い物は見て回ることも大事であります。そこで会話が生まれ、心のケアにもつながるのではないのでしょうか。東部地区の方々の買い物の拠点となるよう、施設づくりができないものかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 渡邊企画情報課長。

○企画情報課長（渡邊徳晶君） ご説明申し上げます。

美里町東部地区活性化施設物産館につきましては、現在、町直営となり、町内事業者へ業務委託をして、野菜を中心とした物産販売の営業を行っているところでございます。町では、美里町東部地区活性化施設指定管理者選定審議会での協議を踏まえ、来年度以降の運営につきましては、指定管理者を公募、選定し、指定管理者による施設の管理運営を行う方針を決定いたしました。

議員ご指摘の東部地区の方々がお買い物できる環境を整備することにつきましては、指定管理者による施設運営の条件として設定をしており、町としましても東部地区の買い物の拠点となる施設となるよう見込んでいるところでございます。

9月から指定管理者の公募を行い、今後応募のあった事業者の審査等を行い、令和4年4月から指定管理者による施設の運営が始められるよう事務を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 今田君。

○3番（今田政行君） まあぜひ地域の要望に合った施設となるように、よろしくお願いをしておきたいと思っております。

続きまして、美里バス運行についてお尋ねをいたします。

町内全域にわたる全面的な公共交通ネットワークの再編でスタートした美里バスですが、多々の問題点も寄せられ、検討、改善し、現在に至っておりますが、利用者数については先ほど答弁がございましたので割愛いたしますが、路線ごとの利用状況がわかればお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田美好君） 渡邊企画情報課長。

○企画情報課長（渡邊徳晶君） ご説明申し上げます。

美里バスは、全部で26路線あり、できるだけ町内全域の方がご利用できるよう配慮しているところですが、路線により利用率の差が大きく、利用率が高いのは葛野橋から砥用郵便局間を運行する柏川線、下津留から砥用郵便局間を運行する早楠線、福良から砥用郵便局間を運行する福良線、坂本石段前から佐俣の湯間を運行する坂本線などがございます。

その一方で、美里バスの運行開始から一度も利用されていない路線が2路線ございます。美里バスの路線ごとの状況は以上ようになります。

○議長（吉田美好君） 今田君。

○3番（今田政行君） 路線でかなりこう利用率に差があるようですけども、令和2年度の利用者数の2,300人を、言わば26路線で割れば、年間1路線平均が88人というふうになりますけども、多いか少ないかは判断できるところです。やはり利用にあたっては、1番議員の質問にもありましたけども、予約しなければならぬというのが一番のネックになっているということでもあります。まああのうできたらですね、定期運行ということを希望したいんですけども、なかなか定期運行には厳しいという答弁がありましたけども、言えば、個人の利用料金を増やしてでもですね、そのような対策は取れないかというふうなところをお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 先ほど1番議員の質問のときにも説明がありましたけれども、これは定期、予約なしで定期路線にすれば、今の美里バスを運行している予算よりも約3倍の予算が必要であるということ、それから、おそらく運輸局辺りとのまた話し合いも出てくるということ、そして今、普通に走っております熊本バスであったり産交バスであったり、こういったところとの兼ね合いも出てくること、こういったことを含めて考えていく必要があるというふうに思っております。いずれにしまして、美里バスが始まりまして約3年になります。その間、新型コロナウイルスの感染拡大等もありまして、なかなかまだ皆さんに認知されていないところもあるというふうに考えております。そういった意味では、スタートして今3年目、しかも3年丸々しっかりと運行ができたかといったら、そういう状況ではありません。

そういったことも踏まえてですね、今改善をしながら美里バスをより使いやすくなるようにということで考えながら、考えながらやっているところでありますので、そういったご意見があるというのはわかりますが、今すぐまた予約なしの定期路線にするということは、現時点では厳しいのではないかと考えるところです。

○議長（吉田美好君） 今田君。

○3番（今田政行君） なかなか状況的に厳しいようでございますけど、まあちょっと先ほどの話に戻りますけれども、やはりこの美里バスを利用してですね、東部地区の活性化の施設辺りを、お客様をこうしっかりと運んでいただきたいというふうなところも併せてご検討いただきたいというふうに思うところです。

続きまして、地域おこし協力隊の進路についてお尋ねをいたします。

地方自治体が移住者を地域おこし協力隊員として任命し、農業や観光業への従事、地域の魅力PR、お祭りやイベントの運営など様々な地域協力活動を行いながら、その地域への定住定着を図る取組であります。全国で数ある地方自治体の中で、本町と縁をいただいたことは誠にありがたく思うところです。

また、活動状況につきましては、活動報告の写真展等で拝察をしております。この方々が地域おこし協力隊を卒業された後、本町に定住して起業をする場合には、起業支援補助金の制度もありますが、今まで赴任された方が何名定住されておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 地域おこし協力隊の進路につきましては、任期終了時に「これからの住居はどうするのか」「仕事はどうするのか」など、隊員本人の意思によって決められます。町といたしましては、地域おこし協力隊制度の目的の一つである隊員の活動地域での定住、定着につながるよう、職業につながる資格取得や研修参加なども活動時間として認めるなど、隊員のサポートを行っているところです。

また、美里町で起業をされる方には起業支援補助金として、上限100万円を補助しているところでもございます。

ちなみにこれまで美里町地域おこし協力隊を経験された方が7名いらっしゃいますが、その進路につきましては、起業された方が3名、これは兼業も含みます。就職された方が2名、任期途中で退職された方が2名となっております。また、7名中5名と、7割を超える方が美里町に引き続き定住されており、これは全国平均の約6割を超えているところでございます。任期終了後も引き続き美里町で生活していくことを選択する地域おこし協力隊の方の割合が全国平均より高いのは、美里町の町民の皆様が地域おこし協力隊員に対して、一緒に地域で暮らしていく仲間として認めていただき、優しく接していただいたり、一緒に活動していただいたり、地

域のよいところを教えて下さったりといった、町民の皆様のおもてなしが大きな要因だと考えております。町といたしましては引き続き、美里町が定住先として選ばれるよう地域おこし協力隊とコミュニケーションを図り、サポートに努めてまいりますので、町民の皆様におかれましては、これからも隊員の活動に対するご理解とご協力、そして温かいご支援を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田美好君） 今田君。

○3番（今田政行君） 今後とも協力隊員の方々が本町を選んでいただき、また活動していただけるよう取組対応をお願いしたいと思います。各種事業の担い手でありま

すので、ぜひご活躍いただきますよう期待をしているところでございます。

最後に、ふるさと納税についてお尋ねをします。

平成20年4月の地方税法等の改正によって、5月からふるさと納税制度がスタートし、この制度は人口減少による税収の減少への対応や、地方と大都市の格差是正を目的としているものであり、応援したい自治体に寄附することができる仕組みであります。各自治体での取組も様々であろうと思いますが、やり方次第では大きな差が出ているように思われます。しかしながら、地域活性化のためには大いに貢献している寄附金であることは間違いありません。ふるさと納税の現状とその対策についてお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 渡邊企画情報課長。

○企画情報課長（渡邊徳晶君） ご説明申し上げます。

美里町に対する令和元年度のふるさと納税の寄附金額は約999万円、令和2年度の寄附金額は約2,600万円の実績となっており、寄附金額で1年間で約2.6倍に増えております。また、今年度は11月末時点で約2,000万円の寄附をいただいております、前年同時期の約1.5倍の寄附額となっております。これから年末にかけて駆け込みで寄附をいただくことが見込まれますので、12月中には前年度の寄附額2,600万円を上回るものと予想しております。

これはふるさと納税をしていただいた方に、お礼としてお送りしている返礼品につきまして、町内事業者の開拓に努めたことが要因の一つではないかと考えております。現在は200種類以上の返礼品を用意しているところです。今後も町内事業者の返礼品の新規開拓、既存商品の磨き上げを進め、美里町及び美里町の返礼品のPRにつきましても効果的に行いながら、多くの方が美里町を応援したい、美里町の事業者を応援したいと思っていただけるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 今田君。

○3番（今田政行君） まあ令和2年度の熊本県自治体ふるさと納税の一覧表がここに

ありますけども、美里町は46自治体中42位であり多いほうではありません。美里町をもっともっとPRしていただき、取組が功を奏するよう期待をいたしまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（吉田美好君） これをもちまして、今田政行君の一般質問を終わります。

以上で、通告されておりました一般質問は全部終了をしました。

これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。本日はこれで散会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本日はこれで散会することに決定をしました。

明日9日木曜日は、午前10時から会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会します。

—————○—————

散会 午後1時48分

第 3 号

1 2 月 9 日 (木)

令和３年第４回美里町議会定例会会議録（第３号）

令和３年１２月９日（木）

午前１０時００分開会

１．議事日程

日程第１		各常任委員会報告及び質疑 (１) 総務常任委員会委員長 (２) 経済建設常任委員会委員長 (３) 社会文教常任委員会委員長
日程第２	議案第74号	令和３年度美里町一般会計補正予算（第９号）
日程第３	議案第75号	令和３年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
日程第４	議案第76号	令和３年度美里町介護保険特別会計補正予算（第２号）
日程第５	議案第77号	令和３年度美里町生活排水特別会計補正予算（第２号）
日程第６	議案第78号	令和３年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）
追加日程第１	議案第79号	令和３年度美里町一般会計補正予算（第10号）
日程第７	同意第４号	美里町監査委員の選任につき同意を求めることについて
日程第８	同意第５号	美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第９	諮問第２号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第10	発議第４号	美里町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11		議員派遣の件について
日程第12		各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について
日程第13		議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件について

2. 出席議員（11名）

1 番	高 田 美千子 君	2 番	光 井 博 幸 君
3 番	今 田 政 行 君	4 番	坂 田 竜 義 君
5 番	上 田 孝 君	7 番	中 川 政 司 君
8 番	吉 田 起 登 君	9 番	上 村 則 幸 君
10 番	福 田 秀 憲 君	11 番	濱 田 憲 治 君
12 番	吉 田 美 好 君		

3. 欠席議員（なし） 欠員（1名）

4. 説明のため出席した者

町 長	上 田 泰 弘 君	副 町 長	吉 住 慎 二 君
教 育 長	吉 永 公 力 君	総 務 課 長	宮 寄 幸 仁 君
企画情報課長	渡 邊 徳 晶 君	税 務 課 長	田 上 和 則 君
住 民 課 長	山 田 輝 臣 君	福 祉 課 長	坂 村 浩 君
健康保険課長	松 永 栄 作 君	経 済 課 長	富 永 英 司 君
林務観光課長	高 田 浩 幸 君	建 設 課 長	立 道 誠 君
水道衛生課長	安 達 浩 一 君	会 計 課 長	池 永 英 治 君
学校教育課長	酒 井 博 文 君	社会教育課長	中 川 幸 生 君

5. 事務局職員出席者

事 務 局 長	倉 田 辰 実 君	書 記	野 田 ま や 君
---------	-----------	-----	-----------

開議 午前１０時００分

-----○-----

○議長（吉田美好君） 本日の会議を開きます。

-----○-----

○議長（吉田美好君） お諮りします。ただいま上田町長より、令和３年度美里町一般会計補正予算（第１０号）の追加議案が提出をされました。

これを日程に追加し、追加日程第１、議案第７９号とし、議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程第１、議案第７９号、令和３年度美里町一般会計補正予算（第１０号）を日程に追加して議題とすることに決定をしました。

それでは、追加日程が入りました議事日程表と議案書を配布してください。

配布漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） ここで、町長に追加議案の提案理由の説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） おはようございます。今回、追加議案を提案させていただいております。その件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第７９号、令和３年度美里町一般会計補正予算（第１０号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５，９３７万５，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を８２億３，１１９万４，０００円とするものでございます。内容としては、１１月２６日に国の予備費により事業実施となりました子育て世帯への臨時特別給付先行給付金で、児童等１人当たり５万円の給付を行うものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、詳細につきましては担当課長に説明をいたさせますので、慎重なるご審議をいただき、速やかなるご議決をお願いいたします。まして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（吉田美好君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

-----○-----

日程第１ 各常任委員会報告及び質疑

○議長（吉田美好君） 日程第１、各常任委員会報告及び質疑を行います。

まず、総務常任委員会委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長、上田孝君。

○総務常任委員会委員長（上田 孝君） 改めまして、おはようございます。

昨日、総務常任委員会を行いましたので報告いたします。

総務常任委員会報告

美里町議会議長 吉田美好様

総務常任委員長 上田 孝

昨日、令和3年12月8日午後1時より、総務常任委員会を行いましたので、報告いたします。出席者は、総務常任委員会より、吉田美好委員、上村委員、光井委員、上田の4名、執行部より、宮寄総務課長、渡邊企画情報課長、田上税務課長、山田住民課長、池永会計課長の5名が出席されております。

まず、令和3年度美里町一般会計補正予算（第9号）について、関係課長より説明を受けております。

総務課では、歳入において、物品売払い収入は消防車2台、積載車5台分のものとことです。歳出では、一般管理費の消耗品費は、卓上パーテーションの購入に充てるものです。財産管理費の修繕料は、中央庁舎の水道施設の不具合が生じたために計上されたものです。中央庁舎空調設備改修工事に伴う委託料、工事請負費については、今議会での議決をいただいた後、早急に入札事務と発注に向けた準備を進めるとのことです。

企画情報課では、ふるさと応援寄附金の増額と増額に伴う返礼品、送料、手数料、委託料などの経費の増加分を計上してございます。有安地区旧工場跡地解体工事設計業務委託料は、自前での積算が困難なため業務委託するものです。生活交通路線維持費補助金の増額は、新型コロナウイルス感染症に伴う利用者の減少や燃料費の高騰、熊本地震に係る軽減措置の終了等によるものです。

机上での委員会を閉じ、現地調査を行っております。

まず、11月10日の臨時議会で議決された備品購入契約の避難所用非常用電源11台を防災倉庫において確認しております。その後、有安地区の旧工場跡地の視察を行いました。委員より、敷地内には危険箇所が見受けられたり、有価物が多く残されているため、侵入防止の措置を早急に行うようにと要望する意見がございました。

午後2時40分帰庁し、委員会を終了しております。

以上で報告を終わりますが、報告漏れがございましたら他の委員さんからの補足をお願いします。

○議長（吉田美好君） 以上で、総務常任委員会委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 補足なしと認めます。

総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

なお、各常任委員会委員長に対する質疑は、申し合わせ事項により、審査の経過と結果に対する質疑に留めることになっておりますので申し添えます。

質疑、ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。

以上で、総務常任委員会委員長の報告を終わります。

総務常任委員長、上田孝君。

○総務常任委員会委員長（上田 孝君） すみません、訂正がございますのでよろしいでしょうか。

○議長（吉田美好君） はい、訂正を認めます。

○総務常任委員会委員長（上田 孝君） 大変申し訳ございません。

最初のほうの日時ですが、12月7日の1時でございます。

以上、終わります。

○議長（吉田美好君） ただいまの訂正箇所ではありますが、私に届け出をしてあります日程が令和3年12月9日ということで書いてありまして、その下段の部分の開催日時については12月7日ということでございますので、訂正をいたします。

次に、経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。経済建設常任委員長、中川政司君。

○経済建設常任委員会委員長（中川政司君） 皆さん、おはようございます。

令和3年第4回美里町議会定例会、経済建設常任委員会報告

令和3年12月9日

美里町議会議長 吉田美好様

経済建設常任委員会委員長 中川政司

本定例会における経済建設常任委員会活動をしましたので、その内容についてご報告いたします。

12月7日午後1時より、第1会議室において、濱田副議長、吉田起登議員、坂田議員、中川と、執行部より富永経済課長、高田林務観光課長、立道建設課長、安達水道衛生課長出席のもと、会議を開催いたしました。

まず、令和3年度美里町一般会計補正予算書（第9号）について、関係課長より説明がありました。

経済課では、経営継承発展等支援事業補助金100万円については、人・農地プランに位置づけられた中心経営体から経営を継承した後継者が、その経営を発展させるための経営発展計画に基づいて実施する取組に対して補助するものであり、国

が５０％、町が５０％で、１件の申請があり補助要件にも該当しているので、補助金を追加するものであるとのことで、自走ラジコン動噴１台と関連資材一式との説明であります。佐俣の湯落石防護柵設置工事設計業務委託料１１０万円については、佐俣の駐車場の上部山林から駐車場への落石があり、現地を調査したところ、上部山林の法面に転石が多くあり、来場者の安全確保のため防護柵を設置することで、延長は約５０メートルぐらい予定しているということです。農地等災害復旧工事費８，８２０万円については、令和３年８月豪雨分で、農地１５件、施設６件、計２１件とのことであります。

林務観光課では、観光施設看板設置委託料２３０万円については、石段の登り口と八角トンネルの手前だそうであります。

建設課では、土木費の老朽危険空家等除去推進補助金１４２万２，０００円については４件分で、既に８件は終わっていて、今年度は計１２件だそうであります。町道改良工事費６００万円については、有安西山線で、当初２，０００万円の予算と合わせると２，６００万円の工事費との説明でありました。

午後２時に説明が終わり、その後、現場視察を行いました。

まず、八角トンネル看板設置場所に行き、説明を受けました。委員からは、木が大きくなっていてトンネルも見えないし、できれば周りの木を伐採して、見通しをよくすれば二俣橋まで一望できるのに。また、二俣橋に来た人が八角トンネルに行くのに遠回りをしなければならないので、二俣橋から八角トンネルまでの遊歩道をつくったらどうかとの意見もありました。

次に、佐俣の湯の駐車場へ行き、落石防護柵について説明を受けました。

午後３時に中央庁舎に帰り、散会をいたしました。

以上で、経済建設常任委員会報告を終わります。報告漏れがありましたら、他の委員さんの補足をお願いいたします。

○議長（吉田美好君） 以上で、経済建設常任委員会委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 補足なしと認めます。

経済建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。

以上で、経済建設常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、社会文教常任委員会委員長の報告を求めます。社会文教常任委員会委員長、福田秀憲君。

○社会文教常任委員会委員長（福田秀憲君） 皆さん、おはようございます。

社会文教常任委員会を開きましたので、その報告をいたします。

美里町議会議長 吉田美好様

社会文教常任委員長 福田秀憲

12月7日の日に行いました。

出席者、議会から、今田政行議員、高田美千子議員、それと私、福田。執行部のほうから、吉永教育長、酒井学校教育課長、中川社会教育課長、松永健康保険課長、坂村福祉課長、安達水道衛生課長に出席をいただいております。

議事といたしまして、令和3年度の一般会計補正予算を主に、第9号について主に説明を受けております。社会文教関係の補正による主な事業について、説明を受けたのを報告いたします。

水道衛生課におきましては、単独浄化槽処分補助金として6件分を追加をしております。また、国庫補助や繰入金を利用して、合併浄化槽を5基追加して設置をいたします。当初、35基でありましたけれども、5基追加したということで40基の設置となります。簡易水道整備では、加入人口増加により公企業会計に移行するための業務委託を行います。

健康保険課は、ワクチン追加接種のためのコールセンターの設置や、若年層（5から11歳）の接種のためのシステムの改修などを行います。高齢者の接種については期日の指定を行い、実施をしたいということであります。これは一般質問の中でも回答といたしますか、説明を受けたところであります。

また、健康づくり推進のために、健診結果を利活用して、それに利活用に向けて情報の標準化整備事業を行います。

福祉課は、5月に開所した障害児通所施設（旧にしき保育園跡）でありますけれども、そこに設置されました通所施設の支援の給付を行います。また、児童福祉として、新型コロナ感染防止に協力してもらった保育所等の従業者に対して、1人当たり5万円を補助をいたします。

学校教育課は、励徳小学校を除く全小中学校にICT端末落下防止のために、机に取り付ける天板を購入をいたします。今、小学校の机を見ていただくといいように、机が狭いので、端末機なんか置いたときには教材なんかを置くスペースがないということで天板を取り付けるようにしたものです。また、持ち帰ったときに端末の充電する設備が、コードがありませんので、充電を行うための電源アダプターも購入いたします。

社会教育課は、吹奏楽とか書道などの九州大会や全国大会に出場する高校生に補助をいたします。また、施設の整備として、総合体育館の東側の雨漏りの修繕を行

います。

以上、説明を受けまして、現地の調査をさせていただきました。2か所の現地を調査いたしました。

当初予算に計上されておりましたところの励徳小学校校舎東側の伐採、これが終わっておりましたので、それを視察をいたしました。以前は窓から外は杉の木しか見えませんでしたけれども、伐採したのでさえぎるものがなくなりまして、日当たりや見晴らしもよくなっていたところであります。残っている北側のほうの伐採については、持ち主の確認などを今行っておられるということであります。

その帰りに、総合体育館の雨漏りの箇所の確認も行いました。屋根のほうから雨漏りがして、東側、ずっとなんですか、ひどい雨漏りがあるということで、軒下といますか、軒下辺りがちょっと腐っているというか、老朽化しているので、その辺りを修理するということであります。

以上、社会文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、社会文教常任会委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 補足なしと認めます。

社会文教常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。

以上で、社会文教常任委員会委員長の報告を終わります。

これで、各常任委員会報告及び質疑を終わります。

—————○—————

日程第2 議案第74号 令和3年度美里町一般会計補正予算（第9号）

○議長（吉田美好君） 日程第2、議案第74号、令和3年度美里町一般会計補正予算（第9号）を再度上程し、議題とします。

内容説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

お諮りします。補正予算の質疑につきましては、一括質疑で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。したがって、補正予算の質疑は一括で行います。質疑はありませんか。

10番、福田君。

○10番（福田秀憲君） ただいま上程中の議案について、質問をいたします。

まず、11ページなんですけれども、ここの第1枠、土木費国庫補助金で、社会資本整備総合交付金（住宅）というのがあります。これを説明を受けましたときには、公営住宅の家賃の低廉化というような説明を確か受けたと思いますが、そのどういう内容なのかよくちょっと理解できなかったのので、説明をいただければと思います。

○議長（吉田美好君） 立道建設課長。

○建設課長（立道 誠君） ご説明申し上げます。

今回の歳入にしまして849万9,000円増額をしておりますけれども、内容としまして、今八幡原団地の改修工事を行っております。その工事のですね分の減額が202万5,000円、それに対しまして、今度は先ほどおっしゃられました災害公営住宅に係る家賃低廉化事業、これが1,052万4,000円追加をしております。

内容としましては、住宅を新築で建てますと10年、条件によりますけれども、10年ないし20年の家賃の差額のほうが国のほうから入ってまいります。というのが、新築で建てますと、近傍同種家賃というのがかなり高額になっています。それに対しまして、町が徴収する家賃、それはそんなに公営住宅ですので高くありません。その差額分をですね、国のほうからもらえるようになっております。そういった事業の家賃低廉化事業の補助金となっております。

以上です。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） 今の説明で大体理解できました。ありがとうございました。

続きましてですね、14ページに歳出のほうなんですけれども、財産管理費として中央庁舎の空調設備の改修工事が1億2,000万ぐらいかけて行われます。これはこの議案が通れば早々に取り掛かるということで、先ほど委員長からの報告も受けておりますけれども、今、設備を改修するときに、なかなか機器が入って来ないとかなんとかという話も聞いておりますが、この工期といいますか、その夏に合わせて、もう冬は間に合いませんので夏に合わせて工事をされると思いますけれども、それに間に合うような工期を設定できるのかどうか。工期はどういうふうになるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（吉田美好君） 宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） ご説明申し上げます。

今後のスケジュールにつきましては、この議会で議決をいただきました後に、指名審査会を経て閲覧、そして改札を行います。仮契約のほうを年内にできれば行いまして、年明けて、また臨時議会をお願いすることになりますが、契約を行い、正

式な契約に移るようにしたいと思っております。

今、最終工期としましては7月末を予定しております。当然、業者選定の際にも工期の遵守、当然品不足という現状もございますが、それを踏まえましても、7月末には間に合うような形での工期で今進めていく計画を持っているところでございます。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） 7月末ということで、終わると。ということはもう、なんですか、これは繰越になるということですかね。

○議長（吉田美好君） 宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） ご説明申し上げます。

一旦、3月末で工期を設定いたしますが、その後、繰越によって7月末まで延長するという計画を持っております。

以上です。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） まあなるべくですね、工期的に早く、工期は7月末までになってますけれども、できたときに試験運転とかなんとかで、7月の暑いときは使えるような配慮というかな、それあたりのやっていただければなというふうに思っています。

それからですね、あと21ページなんですけど、一番上、住宅の管理費ということで、町営住宅の修繕料というのが計上されておりますが、これはどこをされるのか。当初はなんですか、一応予算は組んで、あったときにそれを使いますというようなことで提示も確かされていると思いますけども、それに追加して計上されているということでありますので、どこをされるのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田美好君） 立道建設課長。

○建設課長（立道 誠君） ご説明申し上げます。

前回の3回の定例会でも修繕費計上しておりますけども、今回はそれ以降、10月から11月にかけて、4件の退去がっております。その中で、退去者の負担分もありますけども、それ以外、本体の分で損傷が激しい部分が結構ありますので、その修繕に係るものでございます。主なものとしましてですね、八幡原団地に39年ほどお住まいになられた方が退去されましたので、そういった部分につきましてはかなり床ですとか、畳は表替えしか入居者には請求しませんけど、その床替えですとか、流し台辺りはもう損傷がひどくてですね、新品に交換しなきゃいけませんので、そういったところの修繕がですね、4件退去がっておりますので、その

分が１５０万ほど計上させていただいております。そのほかの団地で雨どいの修理ですとか、団地内に掲示板の老朽化して危険なものがありますので、そういったものの撤去のほうを計画しております。

以上です。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○１０番（福田秀憲君） 町営住宅は、この前決算のときにもお話ししましたが、なんか荷物を入れてあって住んでないというような、周りがですね、相当なんかな近所にも迷惑になるようなところも結構ありますので、行かれたときにはいろいろ検討されてやっていただければと思います。

終わります。

○議長（吉田美好君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。補正予算の採決は起立により行います。

議案第７４号、令和３年度美里町一般会計補正予算（第９号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがいまして、議案第７４号、令和３年度美里町一般会計補正予算（第９号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第３ 議案第７５号 令和３年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

○議長（吉田美好君） 日程第３、議案第７５号、令和３年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第75号、令和3年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、
原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第75号、令和3年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第4 議案第76号 令和3年度美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（吉田美好君） 日程第4、議案第76号、令和3年度美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）を再度上程し、議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第76号、令和3年度美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案
のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第76号、令和3年度美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第5 議案第77号 令和3年度美里町生活排水特別会計補正予算（第2号）

○議長（吉田美好君） 日程第5、議案第77号、令和3年度美里町生活排水特別会計補正予算（第2号）を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 77 号、令和 3 年度美里町生活排水特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第 77 号、令和 3 年度美里町生活排水特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 6 議案第 78 号 令和 3 年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（吉田美好君） 日程第 6、議案第 78 号、令和 3 年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 78 号、令和 3 年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第 78 号、令和 3 年度美里町簡易水道事業特別会計補正予

算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

追加日程第1 議案第79号 令和3年度美里町一般会計補正予算（第10号）

○議長（吉田美好君） 追加日程第1、議案第79号、美里町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

内容説明を求めます。宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） 議案第79号について、ご説明申し上げます。

令和3年度美里町一般会計補正予算書（第10号）の1ページをお開き願います。

議案第79号、令和3年度美里町一般会計補正予算（第10号）

令和3年度美里町の一般会計の補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,937万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億3,119万4,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による

令和3年12月9日提出 美里町長 上田泰弘

4ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。

款の14国庫支出金、項の2国庫補助金、目の2民生費国庫補助金におきまして、今回の補正の財源としまして、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金5,937万5,000円を計上いたしております。

その下の枠の、3の歳出でございます。

款の3民生費、項の3児童福祉費、目の5子育て世帯等臨時特別支援事業費ということで、新しい目をつくっております。説明の欄の職員手当、時間外勤務手当の10万円から役務費の振込手数料25万3,000円まで、事務費としまして88万5,000円を計上しております。

その下、委託料の中の子育て世帯への臨時特別給付先行給付金システム改修業務委託料として99万円計上しております。

その下が、子育て世帯への臨時特別給付先行給付金として5,750万円を計上しております。これは、18歳以下の者に対して5万円を先行で給付するものでございます。内訳としましては、中学生以下を900人、高校生分を250人、合計1,150人分を見込んだところでございます。

以上で、議案第79号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、坂田君。

○4番（坂田竜義君） 上程中の補正予算（第10号）について、お尋ねいたします。

国会が始まりまして、大変質問等のやり取りが行われる中で、あとの5万円のクーポンに相当する分については、自治体の判断で現金でもいいみたいな答弁が昨日あっておりましたですね。それも結局、クーポンで配ることによる事務経費が1,000億近くかかるということに対する国民の批判が非常に強くなっていると、こういうことでありますが、大阪市をはじめとして、もう10万円先行して給付しようという自治体もあちこちで出てきております。この点については、結局事務経費、クーポンを発行することによる事務経費を考えた場合に、もう現金で10万円払ったほうがですね、理にかなうように思いますが、その辺りはどうでしょうか。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 実は、今回追加提案させていただいていますこの議案なんです、昨日のぎりぎりまでですね、10万円の現金ということも考えないわけではありませんでした。ただ、今回の先行の5万円に関しましては、予備費での対応ということでありまして、残りの5万円はまあこれから審議されて予算がつくというような話でございます。ですから、性質が少し異なるということもありまして、先行の5万円はまずは年内に給付をしようということにしたわけでございます。1回、もう5万円をですね現金で配ってしまえば、例えば2回目をもう現金と決めれば、これはもうほとんど事務費とか、職員の労力といいますか事務量はかなり軽減されますので、そういったところも見極めてですね、クーポンにするのか、あるいは2回目の給付ももう現金のほうがいいのかと。これはクーポンにして、美里町じゃ全然使えなかったとなったらまた変な話になりますので、あと町民の皆さんがどっちを望んでいらっしゃるかと、そういったこともしっかり見極めて、今後対応していきたいと考えているところでございます。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） まあ特に宇城の広域連合、あるいは近隣の町村、町村会でも当然話になると思いますので、十分、私としてはもう現金でですね、残りの分を配布したほうが事務経費も少なくて済むし、そういうふうに思いますのでよろしくお願いします。

終わります。

○議長（吉田美好君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

議案第79号、令和3年度美里町一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第79号、令和3年度美里町一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 同意第4号 美里町監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（吉田美好君） 日程第7、同意第4号、美里町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

内容説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 同意第4号につきまして、ご説明申し上げます。

同意第4号、美里町監査委員の選任につき同意を求めることについて

美里町監査委員に下記の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所、

氏名、大西 茂

生年月日、

令和3年12月7日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。監査委員を選任しようとするときは、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

現委員の遠山史朗氏の任期が令和4年1月31日をもって満了するため、新たに委員を選任する必要があります。監査委員につきましては、人格が高潔で普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、優れた識見を有する者のうちから選任するとなっております。

大西茂氏は、今年３月まで美里町役場に勤務され、財務・会計監理等に関し優れた識見を有する方であり、行財政運営における事業管理にご尽力いただきたいということでご提案申し上げております。

よろしく願いを申し上げます。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

同意第４号、美里町監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがいまして、同意第４号、美里町監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定をしました。

—————○—————

日程第８ 同意第５号 美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（吉田美好君） 日程第８、同意第５号、美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

内容説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 同意第５号につきまして、ご説明申し上げます。

同意第５号、美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
美里町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所、XXXXXXXXXX

氏名、西島 聡

生年月日、XXXXXXXXXX

令和３年１２月７日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。教育委員会委員を任命しようとするときは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

現委員の松本富美代氏の任期が令和3年12月22日をもって満了するため、新たに委員を任命する必要があります。教育委員につきましては、町長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有し、任命に当たっては、年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならぬとされております。

西島聡氏は、平成29年度に中央小学校のPTA会長を務められ、学校運営をはじめ子どもの教育等に熱心であり、法の趣旨を踏まえ、委員としてご尽力いただきたいということでご提案申し上げます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

同意第5号、美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがいまして、同意第5号、美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

—————○—————

日程第9 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（吉田美好君） 日程第9、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

内容説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 諮問第2号につきまして、ご説明申し上げます。

諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員候補者に下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項
の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所、XXXXXXXXXX

氏名、福原哲治

生年月日、XXXXXXXXXX

令和3年12月7日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。人権擁護委員候補者を推薦しようとするときは、人権擁
護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める必要があるため提案する
ものでございます。

福原哲治氏につきましては、令和4年3月31日をもって任期満了となります
が、引き続き人権思想の普及啓発活動にご尽力いただきたいということでご提案申
し上げております。

よろしく願いを申し上げます。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認め、討論を省略します。

お諮りします。福原哲治さんを適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについ
ては、福原哲治さんを適任とすることに決定をしました。

—————○—————

日程第10 発議第4号 美里町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定につい
て

○議長（吉田美好君） 日程第10、発議第4号、美里町議会委員会条例の一部を改正
する条例の制定についてを議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。5番、上田孝君。

○5番（上田 孝君） ただいま上程中の発議第4号、美里町議会委員会条例の一部を
改正する条例の制定につきまして、説明いたします。

発議第4号、美里町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、地方自治法第112条及び美里町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和3年12月7日提出 提出者、美里町議会議員、上田孝、賛成者、美里町議会議員、中川政司

美里町議会議長 吉田美好様

提案理由でございます。

美里町議会議員定数条例の改正に伴い、美里町議会委員会条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものでございます。

次ページをお開きください。

美里町議会委員会条例の一部を改正する条例の改正文でございます。

美里町議会委員会条例（平成16年美里町条例第147号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、別途配布しております「発議第4号資料」の新旧対照表により説明いたします。

新旧対照表をご覧ください。この新旧対照表は、左側が改正前、右側が改正後となっております。

左側の表、改正前、（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）の第2条第1号中「総務常任委員会」「4人」、「庶務、戸籍、税務、会計、選挙管理委員会、監査委員会に関する事務」を、右側の表、改正後、「総務文教常任委員会」「5人」、「総務課、税務課、住民課、会計課、企画情報課、学校教育課、社会教育課、議会事務局の所管に属する事務、他の常任委員会の所管に属しない事務」に改めるものでございます。

同じく、左側の表、改正前、同条、第2号中「経済建設常任委員会」「4人」、「産業経済、商工、観光、農業委員会、土木、建築に関する事務」を、右側の表、改正後、「産業厚生常任委員会」「5人」、「経済課、建設課、林務観光課、水道衛生課、健康保険課、福祉課の所管に属する事務」に改めるものです。

同じく、改正前、同条、第3号を削るものでございます。

また、改正前、（議会運営委員会の設置）第4条の2、第2項中、下線部分「4人」を「5人」に改め、（資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置）第6条第2項中、下線部分「6人」を「5人」に改正するものです。

議案書の「美里町議会委員会条例の一部を改正する条例」の改正文をお開きください。

附則でございます。この条例は、令和4年5月1日から施行するとしておりま

す。

以上で、発議第４号についての内容説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

発議第４号、美里町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、発議第４号、美里町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１１ 議員派遣の件について

○議長（吉田美好君） 日程第１１、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。別紙のとおり、議員を派遣したいと思います。また、派遣決議後に派遣内容の変更等がありました場合、及び次の議会までに新たに派遣が必要になった場合等の判断は議長に一任していただきたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定をしました。

また、派遣決議後に派遣内容の変更等がありました場合、及び次の議会までに新たな派遣が必要となった場合等は、議長に一任していただくことに決定をしました。

—————○—————

日程第１２ 各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について

日程第１３ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件について

○議長（吉田美好君） 日程第１２、各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件

について、及び日程第１３、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件についてを一括して議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがいまして、日程第１２及び日程第１３を一括して議題とすることに決定をしました。

日程第１２及び日程第１３を一括して議題とします。

お諮りします。各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがいまして、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をしました。

以上で、本定例会に上程されました案件は全部議了しました。

したがいまして、会議規則第８条の規定により、閉会したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本定例会は本日をもって閉会することに決定をしました。

閉会に先立ち、上田町長に挨拶を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まずは、本定例会におきまして提案させていただきました全ての議案に対しまして、ご承認を賜り、誠にありがとうございました。

中国の武漢でコロナウイルス感染者が確認されてから約２年経つそうでございます。ということは、私たちの生活というものも約２年間、まあそれからちょっとしてから日本に入ってきましたけども、約２年間、制約の中で、自粛の中で生活をしているというような困難な時期であります。

これまで熊本地震であったり、その後の豪雨であったり、いろんな困難があったんですが、災害等の場合には復旧・復興がですね、目に見えてわかっていきます。ただ、今回の困難というのはまったく目に見えない敵との戦いでありまして、何とか今年中にこのコロナの収束も先が見えるかなと思っておりましたが、また新たな変異株が見つかったというような状況で、すっきりしないまま新年を迎えることにどうもなりそうでございます。

そのような中、これからまた３回目の接種等も始まります。１回目、２回目のと

きの混乱等が今度はないように、この前の教訓を生かしながら対応をしていきたいというふうに思っておりますので、引き続き、ご理解とご指導をよろしくお願いを申し上げます。

最後に、もう今年も残すところ二十数日となりました。どうか健やかに新年をお迎えいただきますようにご祈念を申し上げまして、閉会にあたっての挨拶とさせていただきます。

どうも本当にありがとうございました。

○議長（吉田美好君） 以上で、町長の挨拶を終わります。

それでは、これをもちまして、本日の会議を閉じ、令和3年第4回美里町議会定例会を閉会いたします。

—————○—————

閉会 午前11時05分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名いたします。

美里町議会議長

美里町議会議員

美里町議会議員

美 里 町 議 会 会 議 録
令 和 3 年 第 4 回 定 例 会

令和 3 年 1 2 月 発 行

発行人 美 里 町 議 会 議 長 吉 田 美 好
編集人 美里町議会事務局長 倉 田 辰 実
作 成 株式会社アクセス
電 話 (096) 372-1010

~~~~~  
美 里 町 議 会 事 務 局

〒861-4492 熊本県下益城郡美里町馬場1100番地  
電 話 (0964) 46-2111